

議 事 日 程 (第 5 号)

平成30年3月14日(水曜日) 午前10時 開議(予算審査特別委員会)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 8号 平成30年度遊佐町一般会計予算

議第 9号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第10号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第11号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第12号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第13号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第14号 平成30年度遊佐町水道事業会計予算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋	藤	武	君	2番	松	永	裕	美	君	
3番	菅	原	和	幸	君	4番	筒	井	義	昭	君
5番	土	門	勝	子	君	6番	赤	塚	英	一	君
7番	阿	部	満	吉	君	8番	佐	藤	智	則	君
9番	高	橋	冠	治	君	10番	土	門	治	明	君
11番	斎	藤	弥	志	夫	君					

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機	君	副町長	本宮茂樹	君
総務課長	池田与四也	君	企画課長	堀修	君
産業課長	佐藤廉造	君	地域生活課長	川俣雄二	君
健康福祉課長	高橋務	君	町民課長	中川三彦	君
会計管理者	高橋晃弘	君	教育長	那須栄一	君
教育委員	佐藤啓之	君	農業委員会会長	佐藤充	君
選挙管理委員	佐藤正喜	君	代表監査委員	金野周悦	君

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書記 瀧口めぐみ

☆

予算審査特別委員会

委員長（菅原和幸君） おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（菅原和幸君） 3月8日の本会議において予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、審議のほうよろしくご協力をお願いします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第8号 平成30年度遊佐町一般会計予算、議第9号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第10号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第11号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第12号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第13号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第14号 平成30年度遊佐町水道事業会計予算、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。

予算の審査に入ります。

1 番、齋藤武委員。

1 番（齋藤 武君） おはようございます。きょう、11時にサイレンが鳴るというお話でしたので、というわけではないのですけれども、最初にサイレンについて総務課にお伺いしたいと思います。

サイレンということですので、総務課としての基礎的な業務だと思いますので、サイレンの運用についてです。予算書のどこのページということではないのですが、お聞きしたいと思います。何を聞きたいかといいますと、この議会中、休会、日曜日で休みだったわけですけれども、3月11日に私が聞き漏らしがあったら非常に申しわけないのですけれども、遊佐町のサイレンが午後2時46分に鳴らなかったような気がするのです。新年度予算の審査ですので、30年度においてはサイレンを3月11日に、約1年先になりませうけれども、鳴らすべきだというふうに考えるわけですけれども、総務課長はいかがお考えでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

3月11日の東日本大震災の日時、大震災があった日時に合わせての防災行政無線を甲意の意を込めた吹鳴につきましては、ことしも去年も吹鳴をしておりませんでした。過去をたどれば、5年の節目のときに吹鳴をしたということで、近隣の市町村とも情報を共有をしながら、遊佐町においてもといいますか、全容は確認はしておりませんが、本町においては吹鳴をしなかったという状況でありました。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1 番、齋藤武委員。

1 番（齋藤 武君） 今回、日曜日ということだったのですけれども、事前にまだ金曜日あたりに3月11日の午後2時46分に鳴るようにセットしておくことは当然可能ですか。ちょっと事実関係お願いします。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） それは可能でございます。

委員長（菅原和幸君） 1 番、齋藤武委員。

1 番（齋藤 武君） 自治体によっては合併によって規模が大きくなって、そういうように事前にセットしておくのが困難だというような自治体もあるようにちょっと見たこともあるのですけれども、遊佐町においてはそういうことがないということでした。では、今回の3月11日にどこの自治体がサイレンを鳴らしたのか、鳴らしていないのかということをお伺いしてみました。既に過ぎたことですので、ホームページの履歴のようなものを見るしかないので、例えば大分県の大分市、佐賀県の小城市、福岡県の筑後市、愛知県半田市、東京都青梅市、そして秋田県の由利本荘市、こういうところ、これはなぜか町村はちょっとわからなくて、大きな市しか情報出なかったのですけれども、全国各地で3月11日に、ことしのですよ。3月11日にサイレンを吹鳴していると。当然恐らく福島、宮城、岩手といったところでは、ほぼ全ての市町村がサイレンを吹鳴しているというふうに思います。例えば災害が真夜中に発生しましたというような災害であれば、真夜中にサイレンを鳴らされるというのは迷惑だという人もいるかもしれません。あるいは被災地の人がもうサイレン鳴らさないでほしいと、もう忘れたから鳴らさないでほしいという意見が大多数であったり、そういうことであればサイレンを吹鳴しないということは当然考え

られるのでしようけれども、やはり私はまだ震災は終わっていないと思うのです。特にお金がかかることでもないですし、こういう言い方はなんですけれども、またやはりいい機会なのです。震災について当然思いう出す。遊佐町についての防災意識を高める。やっぱり同じ東北に住む人間として、死者に礼を尽くして、今頑張っている人に工員を贈るといのは当然必要だと思いますので、これはやっていただきたいと思うのですけれども、ご所見をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

3月11日のテレビ、私も結構長い時間視聴しておりました。その中でよく語られておられたのが、特に被災地の皆さんにおいてはこの出来事、この災害について将来にわたって風化させないでほしい、風化させたくないというようなことを心を込めて述べられておったというふうな報道も見聞きしておりました。そういった意味も込めての齋藤委員のご指摘であり、ご要望だと思いますので、これ今年度、昨年度につきましては過ぎたこととございますので、来年度に向けてただいまありましたように弔意をあらわすというふうなことはもちろんのこと、町内において防災意識を高めるといったもろもろの教訓もあろうかと思っておりますので、将来に向けてそのことを肝に銘じて検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） よろしくお願いたします。

総務課はまず終わりますして、健康福祉課に参ります。予算書の15ページです。予算書の15ページの一番下に民生使用料ということで、説明に町立保育園使用料というふうに書かれております。ひとところに比べればかなり保育園の使用料が下がったわけなのですけれども、この保育園の使用料の中には当然複数の保育園もありますし、あといろんな保育のメニューというのもある程度ありますので、いろいろなものが入っているというふうに思うのですけれども、その中で一時保育というのも入っていると思います。金額的には限られていると思うのですけれども、今申し上げたとおり、保育園の保育料自体というのはエンゼルサポート事業によって相当低減されたわけなのですけれども、一時保育に関する保育料というものについては恐らくエンゼルサポート事業が実施された前と後ということと比較しても、一時保育の保育料に関しては変更がないというふうに思われます。なぜその部分に関してはエンゼルサポート事業という制度を使うかどうかは別としても、エンゼルサポート事業が導入されるときに際し、使用料金の検討がなされなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

一時保育の保育料につきましては、前のページの14ページの11款分担金負担金、この中の1目民生費負担金、節で2節児童福祉費負担金、ここの保育料247万円の中に19万円を予算化をしておるところでございます。これにつきましては、平成11年に制定をされました一時保育の実施要領、さらには徴収の条例、これに基づきまして徴収をしているところでございます。保育料につきましては、3歳未満の場合、4時間以上の場合2,500円というふうに条例にも規定されておりますので、条例のとおり徴収をしているということとございまして、この間改正した経過はございません。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 19万円の予算ということでしたけれども、確かにほとんどの多くの人が保育園にそもそも入っているということですので、利用する人が少ないというのは、これはそうだと思います。ただやはり利用する人は、やはり緊急性があつて、必要性が非常に高くそのとき利用するわけですので、そこら辺は保育の必要性ということに関しては通常の保育園に入っている人と、一時的にあつたとしても変わらないということであります。やっぱり1,250円から2,500円、幅がありますけれども、1時間当たりの金額、決して安い金額とは言えないと思うのです。これもエンゼルサポート事業をしているのであれば、やはりこれは一貫性を持ってこの金額についても見直しに向けて検討すべきだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

保育園の保育料あるいは認定こども園の保育料、こういったものにつきましては、子ども・子育て支援法によりまして、3歳以上について国が負担をするというふうになったものでございまして、決して保育料が安くなったという認識にはないということでございます。ですから、保護者の負担は減っていますけれども、かかる費用は変わっていないということでありますので、一時保育については保育園に入っていないお子さんが対象ということでございますので、金額は今のところ変えていないと、そういうふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 私が申し上げたいのは、確かに制度的には結局国が払う、要するに誰かが保育料を持たなくてはいけないということにおいて、国が保護者にかかわって肩がわりしているということは、それはそうなのでしょうけれども、ただ実際問題、保護者に対するいわゆる請求金額という部分を保護者が見るわけです。それは、だからそこを意識してエンゼルサポート事業が実施されたと思いますので、やはり実際受け取る金額、何ぼ何ぼですと、受け取る身に立って考えていただきたいというふうに思います。

次に、同じく健康福祉課なのですけれども、予算書の41ページに参ります。41ページの中ほどよりやや上のところに負担金補助及び交付金ということで、放課後児童クラブ関係の予算がまとめて載っております。ここの中身というのは、ここの予算書に載っている中身というのは、いわゆる放課後児童クラブの運営に関するソフト事業、人件費等のソフト事業に関するものだというふうに思われるのですけれども、誰が見てもわかるように、特にぼっかぼかクラブというのは大変混み合っております。ありていの言い方をすると芋の子を洗うような状態でして、恐らく4月以降、新年度以降さらにその状況というのは拍車をかけるというふうに思われます。先日の町長答弁で、町長もこの状況を認識しているということで、対処したいという旨をおっしゃったというふうに記憶しているのですが、いわゆるあそこのはっきり言えば建て増しです。増築に関して、やはり現時点では予算は計上されていないというふうに考えてよろしいわけですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 平成30年度予算においては、施設整備の費用については計上してございません。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 多分というか、当然ぼっかぼかクラブの建物は町がつくったわけですので、建てるに当たってこのくらいの面積があれば足りるだろうと、しかもその当時ではなくてある程度の年数にわたって十分だろうというふうに予想を立てて当然床面積設定してつくったはずですよ、間取りも含めて。ところが、実際にはその予想をはるかに超えて利用率が高まった。これは、いろんな要素があるわけですが、1つにはプラスの要素として、やはりあそこは利便性がいいということもあるのだと思います。送り迎えも道も広いししやすいし、施設も新しいし、学校にも比較的近いということで使いやすいという意味において利用率が上がってきた。これ悪いことではない。プラスの方向の話です。一方で、家族構成が複雑化したりする中で、やはり子供を預けて働かざるを得ないというような人の割合が多分予想以上に上がってきているという部分もあるかと思えます。多くの方がぼっかぼかクラブの現状を見ていて思うのですけれども、行って話を聞くと特に冬場なんかは玄関先が大変混み合うということでした。子供たちは、当然傘だったり、コートだったり、雨具を着てくると、要するに着膨れ状態で来ると。もう行き交うのが大変で、ぬれているものを乾かさなくてはいけないということで、これは大変だという本当に悲鳴のような声でした。ほかにもいろいろあるわけですが、やはりこれは喫緊の課題、大至急対策を講じるべきだと思うのですけれども、重ねて必要性、今30年度予算、建物に関してはないということでしたが、私は必要性は、緊急性は高いと思うのですけれども、改めていかがか、ちょっとご所見をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 今委員おっしゃいましたように、特に冬期においてはジャンパーも着てきますので、そういった意味での狭隘さというのはやはりあるのかなというふうに思っているところでございます。平成27年に制定をしました子ども・子育て支援事業計画書においても、その利用人数の見込みについて設定をしているわけですが、それを上回る人数が来ているということでもありますので、現状も把握をさせていただきながら、増築等施設整備については検討させていただきたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） やはりこれは急ぎの事業だと思いますので、本当にお願ひしたいところです。

次に、同じく健康福祉課に関係しまして、39ページです。児童福祉総務費の中の報償費の中にすくすくゆざっ子支援金等というふうに記載があります。今回、その等の部分は除いて、すくすくゆざっ子支援金事業についてお伺ひしたいわけなのですけれども、振興計画の比較表を見ると、計上額2,674万円というふうになっております。最初にお聞きしたいのは、釈迦に説法で申しわけないのですけれども、国においても児童手当制度というのが実施されております。ゼロ歳から3歳の子供には一律月額1万5,000円、3歳から小学生までは第1子、第2子が1万円、第3子以降が1万5,000円、中学生は一律1万5,000円の月額支給というのが国の制度です。もちろん960万円という所得制限はありますけれども、我が家も含めまして多くの人は960万円の所得制限の中におさまるというふうを考えております。遊佐町の制度、すくすくゆざっ子支援金事業に関しては、先般の全員協議会の説明だと所得制限はないというふうに聞きました。所得制限ないということはちょっとあるでしょうけれども、おおよそ国の現在実施している児童手当制度と同じ内容が実施されると思えます。もちろん我々人間のさかとして、それはお金をもらえればうれしいで

す。それは間違いないです。多くの人はいはうれしいです。ましてや、正当な手続にのっとなって来るお金ですので、それはうれしい、ありがたいというふうに思うわけなのですけれども、ただ少なくとも限られた町の予算から、国の制度が、ほぼ同じ制度があるにもかかわらず、その制度の上に屋根をのつけるというのですか、いわゆる屋上屋を架すようなことをなさろうとしているわけなのですけれども、まずそこら辺についての国の制度が現在あるにもかかわらず同じことをするというのが、まずちょっと1回ひっかかるものですから、それについて意味合い、あえてそれをやるということにどういう意味があるのかお聞かせいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この新しいすくすくゆざっ子支援金制度につきましては、全員協議会の際にも説明申し上げましたが、やはり遊佐町内で子育てをする若いお父さん、お母さん方を何とか支援をしましょうというふうなことで始めたいというふうに行っているところであります。国の児童手当につきましては、全国の一斉の制度でありますので、確かに全国どこでもあるということでもありますけれども、遊佐町としては移住世帯の奨励金ということで、移住世帯については3年間あるいは義務教育終了までということでの期限つきながらも支援をしてきたわけですけれども、それに加えて町内にずっと住みながら子育てをしている、そういう方についても同じように支援していきましよう、そういう趣旨でこの制度を設けたというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 支援制度というのはいろんなやり方があるのです、当然言うまでもなく。国は、子育てが大変大事だということで支援制度をつくったわけでしょうけれども、国は組織が大きいがために細かいところまでなかなか多分手が回らないのだと思います。先ほど申し上げたような学童保育の遊佐町のぼっかばかクラブの玄関がどれだけ混んでいるかというのはなかなか国では把握できないだろうということもあって、恐らく国としてはいわゆるざっくりとした制度、現金をまず一律配るといようなざっくりとした制度をとっているのだと思います。そういうざっくりとしたというか、あるいはむしろいろんな手を尽くした上で、できないから、しにくいからこそ現金の支給という制度を使うわけであって、そういう手法というのは現に国がやっているわけですし、やはりそれは国がすべきですし、国に任せるべきものだと思うのです。遊佐町でとるべきことは、同じ2,674万円を使うのであれば、先ほど述べたような部分の改善だとか、もろもろいっぱいありますけれども、国がしにくいような、いわゆるかゆいところに手が届くようなことを町は役割分担としてすべきだと思うのですけれども、そのようなお考えというのはありませんか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

先ほど申しましたようにすくすくゆざっ子支援金支給事業につきましては、子育て世帯の負担軽減、そして子育て世帯の支援というふうな意味合いで、町がその部分を支援しましょうというふうなことでございます。子どもセンターの放課後児童クラブのことについては、また別の事業の認識というふうなことでありますので、そこはそこ、こちらはこちらというふうな考え方で支援をしていくというふうに考えてい

きたいというふうに思っております。すすくゆざっ子支援事業につきましては、所得制限はないということではありますが、当然申請制度というふうなことで考えておりますので、申請をいただいた世帯について審査をして支給をするというふうなことでございますので、仮に申請をしないご家庭がいれば、そのご家庭には支給をしないというふうなことになるものでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 私が聞きしたかったのは、国と市町村、遊佐町の役割分担のことなのです。国は、比較的大まかなざっくりとしたことをやるべきだと。町は、確かに制度は違います。細かく見れば項目は、ぼっかぼかクラブとこの事業は違うのは、それは十分承知なのですけれども、同じ事業を子育て支援に使うということにおいては、やはり役割分担あってしかるべきだと私は思うのですけれども、その役割分担に関してはどういうふうにお考えか、もう一度お願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

国については、やはり全国的な統一の制度というふうなことで役割があると思いますし、自治体においてはそれぞれ地域の実情に応じた施策があるというふうな思っているところでございます。国の児童手当があるから子育て支援は十分なのだというふうな認識はございませんし、遊佐町においては特にこれまでの人口減少等の対策あるいは子供さんをたくさんやっばり産み育てていただくという施策は重要であるというふうなことから、こういった制度を新たに設けたというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） というとなると、言いかえれば、私のとりようですけれども、遊佐町の地域事情からして現金の支給に関して国のやっている部分では不足だというように受け取れるのですけれども、そこ辺はどうですか。特にだから遊佐町として現金をさらに配らなくてはいけないと、地域事情からしてというふうに受け取れるのですけれども。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 私の言い方がちょっとまずかったのであれば訂正をさせていただきますけれども、国の支援が決して十分ではないというふうには思っています。そのことは遊佐町だけでなく、全国そうだというふうに思いますし、国の制度は国のいわゆる財源の中でそういった制度を設けているということで、町としてはそこに上乘せをするというふうな考えであります。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） あと、もろもろ説明をお聞きしますと、移住者ではなくて前から住んでいる人に対して移住者との間の不公平感があるので、そこを解消すべきだという、だからやるのだという説明を受けたような気がいたします。それで、不公平ということについてもちょっと考えたいと思うのですけれども、誘導的な施策をすれば必ず不公平だという話について回ると思うのです。これはもう避けられないと思います。例えば遊佐町の今とっている移住あるいは子育て施策、いろんな策をされているわけですけれども、例えば青葉台の住宅の分譲に関する助成金だって、あれだって不公平だと言われるかもしれない。あるいは若者、移住者に対する水道料金の補助をしているけれども、あれだって不公平と言われるかもしれない。遊佐高校支援の話だって、それこそ不公平だと言う人もいるかもしれない。だけれども、不公平

だと言われるかもしれないのだけれども、だけれどもそれをぜひ町の全体を考えればやらなくてはいけないというふうに思うから、不公平だという指摘があるかもしれないけれども、それをやるわけだと思うのです。では、不公平だと言ってくる人に対してはどういうふうになっているかという、それに関しては説明を尽くしているわけではないですか。役場として、これは必要な事業だと、だからぜひご理解いただきたいということで理解を求めていると思うのです。ということは、何を言いたいかという、今回の事業に関しても、もし住んでいる人と住んでいない人、後から来た人とともにいる人に関する不公平だという話があるのであれば、そこは説明ということで、移住者に対する奨励金等についてはやはり移住者に来てもらいたいという目的があってやると、いわゆるインセンティブですよ、横文字で言えば。そういう目的があってやるのでやっていると、そういう説明をすればいいと思うのですけれども、そこら辺に関する認識も伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 今回のすくすくゆざっ子支援金支給事業につきましては、ゼロ歳から3歳に到達した年度末までということでございます。当町におきましては、3歳以上ですとほとんどのお子さんが保育園、幼稚園等に入所をされているということでございます。3歳以上になりますと国の支援制度による保育料の負担がない、あるいは町のゆざっ子エンゼルサポート事業での、そこでも上乗せの支援をしているということで、保護者の負担を軽減する施策を実施しているわけでございますけれども、生まれてからその3歳に到達するまでのすき間がやはりあいているというふうな認識であります。移住者については、移住世帯のお子さんについては、そこは移住奨励金でカバーをするということでありましてけれども、町内にずっと住んでいて、そうやって子育てしている方には、そこはすき間があるということでありまして、そのすき間を埋める意味でもこの制度を設けたということでありまして、町内での子育てをより一層支援をすると、そういう考えであります。移住者の関係は、例えば転入をしてきて、その後何らかの事情で転出をした場合については、一応奨励金については返還の規定がございますけれども、当然このすくすくについてはそういった返還規定もないということでありまして、安心して受給いただけるというふうにも思っているところでございます。遊佐町での子育てするなら遊佐町ということを県内外に強くアピールできると、そんなふう考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 微妙に食い違った、要するにかみ合っていないような気がしたのですけれども、時間もあれですので話を進めますけれども、あと現金の支給をしたときの心配というのがまだありまして、国がお金を配るのであれば日本国内で現金を使ってもらえば経済対策も含めていいのでしょうかけれども、遊佐町がお金を配るということに関して、そのお金をどういうふうにする、どこで使うかということも問題になってくると思います。恐らくかなりの金額が、貯金して使わないという人もいるでしょうけれども、隣町あるいはさらに隣の大型商業施設によって使われるのではないかとというふう考えられます。これ普通に考えて、素直に考えて。果たしてそれでいいのかという気もするのです。地域内のお金の循環が乏しくなる。だから、例えばもしどうしてもこれ必要だということであれば、町内限定の商品券を配ると、この金額相当の、ということも当然考えられるわけなのですけれども、これひよっとすれば健康福祉課だけの範疇ではなくて、ほかとも話し合わなくてはいけないのでしょうかけれども、そういうことというのは

考えなかったのですか。検討しなかったのですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

このすくすくゆざっ子支援金支給事業につきましては、経済対策ではなくて子育て支援対策というふうな認識でございます。そういった意味では子育てにかかわるいわゆるいろんな品物等については、町内で全てでは調達できるかといえばなかなかそうはいかないだろうというふうにも思っておりますし、日常生活の経済圏としては当然お隣酒田市含めてあるというふうにも考えておりますので、そういった意味ではやはり現金のほうが使いやすいというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 今経済対策ではないというお話でしたが、限られた町の予算を使うわけですので、一石二鳥三鳥というのは当然考えてしがるべきだと思うのです。それやっつてはいけないという決まりはないでしょうから。

（何事が声あり）

1番（齋藤 武君） ないのですか。では、だめであれば、制度的にだめということであれば理由をお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

商品券というふうな形にすれば、当然使用期限を設けなければならない、あるいはそれに対する受け皿となる団体、例えば商工会になるかもしれませんが、そういったところとのいわゆる管理、こういったものが出てくる、そういった意味では非常にやっぱり業務が煩雑にふえるというふうにも思っております。それは、過去に行われました国の政策においても経験済みでありますので、そういったことからすれば子育て支援というふうな目的を第一に考えるとすれば、やはり現金が一番いいというふうにも考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） それは制度的にできないという話ではないではないですか。今何か私が聞く前だと制度的に無理なようなことで町長うなずいていましたけれども、それはやるに当たって煩雑だから回避したいということであって、制度的にだめだということではないと思うのです。

（「期限もついて」の声あり）

1番（齋藤 武君） 期限も含めて。期限はあってもいいのだろうけれども、でも期限つきであればできるし、だから制度的にだめだということではないというふうに思います。それはやるかやらないかの判断であって。

ちょっと次に参りますけれども、以前一般質問で私と高橋冠治議員が遊佐町の給食費を無償化できないものかという趣旨の一般質問をしました。そのときの答弁の趣旨としては、お金がないと、安定財源がないというふうに聞きました。何で安定財源が確保できないのかという中において、水道事業会計への莫大な持ち出しがあるのでできないということが主たる理由だったような気がします。ところが、今回するという事において、当然前提条件として安定財源は確保されていると、恒久財源が確保されているという

ことが当然でしょうし、債務負担行為はたしか3年間でしたけれども、3年で終わりということには普通はならないと思います、やるのであれば、2,600万円余りですけども、水道事業会計の繰り出しということも当然給食費の理屈から言えば、これはひっかかってくる話だと思うのですけれども、そこら辺はひっかかりはなかったのですか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 水道事業会計を持ち出しての財源のお話でありましたが、ここはこのすくすくゆざつ子支援金事業に限定してのお話としてとどめさせていただきたいと思いますが、今委員から説明もあったとおり3年限定だとか、期限つきでこの事業制度を起こしたというものではございません。永続的にこの事業を維持していきたいという考えのもとでの制度の創設でございます。そうしたときに、いわゆる恒久的な財源をどう措置していくのかという課題が財政的にあるわけでございますが、もう2年後においては消費税の引き上げが予定をされているということで、これまでの児童福祉、その他の福祉対策に地方消費税交付金を充てさせていただいておるとおり、その財源を恒久的な財源、その引き上げによってもたらされた増額部分、その分を財源に充てていきたいなと、この事業に充てていきたいなと思っております。来年度からの、それまでのいわばつなぎ的になるわけでございますが、ふるさと納税で福祉対策にというふうな納税者からの寄附者からの申し出に基づく財源も確保されておりますので、ふるさと納税の浄財を充てさせていただくという形で、そして将来的にはというか、2年後以降になりますが、地方消費税交付金に引き継いでいきたいというふうに考えておりました。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 私、水道事業会計と申し上げたのですけれども、ひょっとしたら下水道事業会計かもしれないです。すみません、そこはちょっと。とにかく水道、上、下も含めて水道関係への繰り出しということです。

ただ、安定財源の話をするれば、消費税に関してはそうかもしれませんけれども、地方交付税という部分に着目してみると、それだって今の状況が維持されるかどうか保証されていないわけではないですか。だから、安定財源というのはお互い簡単ですけども、実際のところそのときになってみないとわからない部分はやっぱりあると思うのです。そう考えたとき、当然計画は立てなくてははいけません。計画立てなくてはいけないのだけれども、だからやっぱり給食費の話のときもそうだったのですけれども、何百億円とか、そういう規模になれば、それはもう不可能だということはわかりますけれども、ある程度以内の金額であれば遊佐町の現在の財政状況であれば、それは融通きく話だと私は思います。だから、場合によっては財源がないという話も出てくるし、場合によっては財源確保できたという話も出てくるというふうには私は思えるわけなのです。時間ないので、次に参りますけれども。

次、企画課に関することをお尋ねいたします。振興計画の上では30年度に西浜コテージの増設というのが載っていたような気がします。ところが、予算書を作成する段階で、これが皆減、ゼロになっておりますけれども、これがゼロになったと、皆減になったという理由はどのような理由からでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

西浜コテージにつきましては、振興計画のほうに載せておりまして、新たに3棟ほど建てたいという計画を持っておりました。当然平成30年度予算にも課としては当然要求はさせていただいておりましたけれども、最終的な結論を申し上げますと、補助財源の措置が確定できなかったという内容でございます。やり方いろいろあるわけでございますけれども、補助事業として産業サイドの予算を予定をしておりましたけれども、なかなかその見通しが立たなかったと、やり方として過疎債を利用してやるという方法もございますけれども、町としてはより有利な財源を利用して建設をしたいという思いもありまして、今回は当初予算には見送りをさせていただいたと。引き続きその財源については検討しておいて、その見通しが立った段階で補正なり、または次年度の当初予算にという方向で考えているところであります。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 今さら申すまでもなく、西浜コテージの人気というのはすごいものがあります。これからまた間もなくというか、時間がたてば夏がやってきて、お客様いっぱいいらっしゃるわけですので、ぜひこれは、これもこれで緊急性高いと思うのです。建てれば間違いなくと言っていいほどお客さんは入るでしょうし、もちろんPRもしなくてははいけませんけれども、ですので財源の話は、これは先ほどの話ではないですけれども、いろいろやりようがあるでしょうし、そのとり方も、どういう角度から入るかということもあるでしょうけれども、ぜひこれは強く進めてもらいたいと思います。

引き続き企画課ですけれども、今度は予算書に載っていることです。29ページです。企画費のうち、下から2つ目、旅費に訴訟代理人等費用弁償等ということで、等が2つもついている項目が説明書きとしてあります。その金額が547万5,000円というふうになっていますけれども、このうち訴訟代理人への費用弁償額というのは幾らでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

旅費の547万5,000円のうち、訴訟代理人の費用弁償にかかわる部分でございますけれども、これはこのうち24万円であります。これにつきましては、公害等調整委員会に行く電車代、飛行機代等の旅費を今回、平成30年度につきましては2回ほど算定をさせていただいて、24万円という金額でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 先日の補正予算審査のときにもこの話というのはいたしました。そのとき減額補正だったわけですがけれども、その説明の中で水循環に関する科学者との打ち合わせに関する旅費、具体的には京都であったり、名古屋であったりするのでしょうかけれども、その旅費に関しては費用弁償に含まれず、弁護士費用の中で弁護士さんがやっってもらっているという説明でした。東京よりさらに遠いところに行くわけですので、当然旅費はかかる。東京以上に旅費がかかるわけですがけれども、それに関して30年度も引き続き公害等調整委員会以外の旅費に関しては弁護士費用の中でやってくださいよということで変わらないのかお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

これは補正のときにもお話をさせていただいたとおりでありますけれども、訴訟代理人が直接自分の調査のために出張する分については町の予算では見ていないと、我々職員がその関係で出張するというのは

ほかの一般旅費で予算を持ってございますので、その中から支出をして出張するということになります。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。当然、これは一般質問でないでこれ以上申し上げませんが、この訴訟に関しては引き続き見守っていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに申し上げて、終わります。

委員長（菅原和幸君） これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時50分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） おはようございます。私のほうからは、まず教育課のほうに質問させていただきます。

款10教育費、目7通学対策費、節非常勤職員給料3,675万8,000円の内訳についてお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この給料につきましては、スクールバスの運転手の給料になりまして、15人分ということになります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 当町におかれましては、中学校までの生徒の通学に皆様もご承知のとおりスクールバスを利用しております。安全に今まで事故なく運営されたこと、本当に皆様のご努力だと思っております。なお、以前5番、土門委員もおっしゃったように、私のほうも一般質問させていただきましたように、スクールバスのやはり今大分環境や生活事情や家庭構成などが変わりましたので、今もう一度スクールバスの運行のあり方についてちょっとお聞きしたいと思います。全てのものを変えることはできないのですけれども、先日杉沢地区の生徒のご家族の方からやはり冬期間などは熊や動物の被害が怖くて、女性生徒の帰りをいつもはらはらしているのだということで、せめて冬期間ぐらいでもちょっと臨機応変にスクールバスを回してもらえないのだろうかという、あまねく町民の皆様のために回っているスクールバスですので、全部が全部応えることはできないと思いますが、そういうご意見に対してはどのようにお考えか、ご所見をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今現在、スクールバスの運行とあわせて町民バスとして一般の方も乗車できるようにはなっておりますので、スクールバスの運行にあわせて、それに混乗できるようには今後も行っていくという形になるかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） これから中学校や、これからは小学校の適正審が入り、学校統合などが始まるわけですが、スクールバスの運行の仕方については、やはりどの町民の方たちも、どの生徒も乗れるというか、皆さんが自分たちも利用したいのだけれどもと、前はやはり何キロ以内はちょっと乗車できないとかいう規則があったのですけれども、そこをまた少し緩和していくようなお考えとかはございますでしょうか。そこだけお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

現在のところは通学距離にあわせて、スクールバスに乗れる場合、小学校においては3キロ以上、中学校においては4キロ以上という要綱で決めて実施をさせていただいております。委員からお話ありましたように、今後適正整備審議会等設置開催をして、統合の時期等についても協議をさせていただいておりますので、それにあわせてスクールバスの配置が増便しなければいけないことも考えられますので、それにあわせてスクールバスに乗れる中学生と小学生の大まかな人数が決まりますので、それにあわせて町全体実施できるのか、それはそのときの生徒数に応じて通学の範囲においての3キロや4キロの検討が必要になってくるかもしれませんが、そのときにまた検討させていただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。以前教育長のお言葉に、やはり歩くこと、そして小学生が歩いているのでというご答弁がございまして、私もなるほどなと思いました。というのは、バス乗せてほしいとか送り迎えが大変だからという声も確かなのですが、実を言うとその逆境においても何とか自力で中学校に雨の日も風の日も、親にも、おじいちゃん、おばあちゃんに頼らずに行ったお子様というのがとてもやっぱり今成人になっていると、これは不思議なことなのですが、言葉をちょっと選んでしまうのですが、ご立派に成長なさっていて、そのときはどうしてバス乗れないのだとか、どうしてここは無理なのだとかいうミク口、ちっちゃな目線で考えてしまいがちなのですけれども、よく私が教育長のお考えや町長のお考えを後でかみ砕いたときに、私のようなまだ全然未熟な者なのですけれども、あっ、なるほど、歩くことに対してきちんと向き合って考えられた用法だったり、施策だったりするのだという当時の方々の思いがあったのだなということ認識することもございます。しかしながら、またそれは一つの考え方で、ここでこのように議論させていただくというのは、先ほど1番委員もおっしゃったように家庭の事情でやはり共働きがふえたり、あとは昔と違って、ちょっと言葉があれですが、変質者の方がちょっとおふえになったりとか、そういう例えば熊の被害があったりとか、やはり何かあってからでは遅いということで、今教育課長がご答弁くださったように、そのときそのとききっちり話し合いをし、どの方向が一番生徒にとって、児童にとって、また町民の方々にいいのかを考えていきたいというご答弁だったので、はっきりと明確には答えていただかなくていいのですが、私の考えと大体共感していただけるかどうかだけお聞かせ願えればと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当然今の大型3台、中型6台、小型が1台とかというスクールバスの形態であれば、生徒数だけで580名

ほど乗員は可能でございますけれども、中学校と小学校の生徒児童数がどのくらいになるかと、合わせてプラスアルファ町民の方も利用するという事も考えれば、それなりの台数が必要になってきますので、その時々で必要な台数が決まってくるので、そのときのかかる経費等もあわせながら柔軟に対応していきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 了解いたしました。

バスの時刻表を見て考えたのですが、これだけ細かに、これだけ緻密に町を網羅されているマップですが、実を言うとすごく感動したのです。これだけ考えて現場の方たちのご努力と、どうやってこの限られた予算、限られた台数、限られた人員の中で作成しているかというのがバスの時刻表に全部結集されていると思っております。次も多分私は、やはり同じようにここにもスクールバス、例えばこの駅前のあたりだと生涯学習センターもしくはどこかの場所でちょっと拾ってほしいとか、ご要望するかと思いますが、またそのときは今おっしゃってくださったようにフレキシブルな対応をしていただければと思います。

では、次に移ります。次は同じ教育課さんへの質問なのですが、節扶助費、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費893万円、この内訳について、これの800万6,000円の内訳についてお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） すみません、松永委員、ページ数、何ページですか。

2番（松永裕美君） 恐れ入ります。66ページ。款10番教育費、項1、教育総務費、節20番扶助費、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費800万6,000円、この内訳についてお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

これは生活保護世帯と、それに準ずる程度の困窮保護者の児童に対して支援をするというものでございまして、給食費や新入学児童生徒学用品、修学旅行費といろいろ負担が生じるわけでございますが、それに対して応分の負担をしているということで、それが800万6,000円という形になってございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

ちなみに、これは去年の金額とほぼ同額の予算でございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

正確な数字について把握してございませんが、大体同じような数字になっていると思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 先ほど1番委員のほうからぽかぽかクラブがぎゅうぎゅう詰めだと、もう少し広くしていただけないかと、こういう本当にそのとおりでと思うのですが、そういうご深刻な状況も伺いました。しかしながら、私がここに着目したところはお両親がいて、学校に通えて、そしてうちに帰ればおやつがあったり、きょう何を勉強したとか、そういう優しいお母様がいて、そういうご家庭ばかりだとありがたいのですが、こちらの要保護及び準要保護児童生徒就学援助費というのは子供たちには全く関係ない話なのですが、こちらの要保護及び準要保護児童生徒就学援助費というのは子供たちには全く関係ない話なのですが、ご家庭の事情だったりとか、例えば給食費がちょっと今月厳しいよとか、そういうご家庭のお子様たちのための予算だというふうに認識しておりますが、それでよろしかったですか。

か。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

委員のおっしゃるとおり生活保護世帯及びそれに準ずる世帯という形で、こちらのほうで基準に従いまして判定をしておるところであります。

先ほど同じ人数かということでお話ございまして、ほぼ同じと申し上げましたが、予算的には前年度の予算よりも少なく計上されておりますので、若干対象数は減っているかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 私が何を言いたいかと申しますと、学童に入るにはきちんと親御さんが書類を書いて行政のほうに提出すべきものを提出し、そして学童に入れるという段取りを踏むという作業がございます。どこの誰それがどうかということ私は差し控えますが、その学童に入るにはきちんとした親御さんがいて、自分たちは働くから、あなたは1年生になるけれども、ちょっと大変だけれども、ここにこういふところがあるから、ここに通うのですよということ初めて学童というところに申請をし、受理されて通うことになるわけですね。すると、ここの要保護のお子様たちはもしかしたらそういう申請をするのにちょっとご両親がご病気だったり、そこまでたどり着けないセーフティーネットがない方たちも当町には現実にいるかもしれないという、この金額を見ればおのずとわかると思うのですが、あまねく町民の方々にきちんとした施策をしたいという思いは、私ももう皆様と同じなのですけれども、ぜひこういう声にならない声の金額というところも大事にしていっていただけたらなと感じております。学童に通えるお子様もいらっしゃるし、またなかなか言葉あれですけれども、児童虐待とか、そういう面も今日本全国で話題になっております。もしかしたら私たちが気づかないところで何かSOSを出しているかもしれないので、こちらの要保護及び準要保護児童生徒就学援助費という長い長い文言の中にはいろんな意味が込められているのだということ認識していただければ、またこの予算の800万6,000円の中身が生きてくるのではないかと思います。ご所見お願いいたします、教育課長。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当然生活保護世帯となりますと、健康福祉課のほうで生活保護の認定をするわけでございますので、それに該当すればおのずとこちらの就学援助費も該当になってくるという形になりますし、それで拾えない、それに準ずる世帯でなかなか大変だという世帯については、あらかじめ学校でありますとか教育委員会でも構いませんが、2月、先月あたりから申請を受け付けしてございますので、その都度世帯の総収入を調べながら該当するかどうかを判定をして、準要保護世帯については教育委員会のほうで決めているという形になってございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） これからも大事なことは項目だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。同じページ66、節区分8番報償費、心理相談謝金等422万8,000円、この内訳をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

422万8,000円の内訳としては、教職員関係の研修会等の講師謝礼でありますとか、事業協力謝礼が含まれておりまして、一番大きい心理相談員の謝礼ということで、総額ではその分が183万円ほどその中に計上されております。183万円の内訳として、特別支援教育アドバイザーとして各小学校等に回っていただく臨床心理士さんへの謝礼として108万円ほど計上しておりますし、それからスクールカウンセラーとして小学校や中学校のほうで先生方から、中学校の場合は臨床心理士さんが中学校に出向いて生徒の悩みや相談を聞いていろんなアドバイスをしたりしているという状況でございますので、そういうスクールカウンセラーの費用としては、小学校に12万円、中学校に48万円を見ているところであります。あとそのほかにペアレントトレーニングとして臨床心理士さん2名を夜間でありますけれども、保護者対象に相談業務を行っているということで、それに対する謝礼が15万円ほどということで、総額183万円の心理相談業務、謝礼として持っているところであります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

なお、心理相談を受けている中学生と実績、わかればお教えください。

それと、ペアレントトレーニングということですが、こちらのほうの実績もわかれば教えてください。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今手元に資料を持ち合わせてございませんので、後ほど回答したいと思います。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） よろしく願いいたします。

心理相談は、思春期の中学生におかれましては、やはりそういう窓口があるというだけでも全然違うと思いますので、これからもこのような取り組みはぜひお願いしたいなと思う所存でございます。登校隊に朝付き添いますと、6年生の子に「中学校になるの楽しみ」と聞くと、「不安です」と言います。やはりそのとおりだと思います。そして、中学校に入ったときに、中1ギャップとかさまざま困難が待ち受けていると思いますので、今の遊佐町の子供たちを大事にする思いがこちらの施策に反映させるパッケージだと思いますので、これからも随時お願いしたいと思います。

そして、次に移らせていただきます。10教育費、款教育費の項目で、ページ数は67ページ、節2番給料、英語指導助手給料396万円、これについてお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この目は、外国人英語助手招致費ということで、町で招致をしております2名の英語指導助手の方々に支払っているところでございますが、給料につきましては町で単独で契約をしておりますフィリップ・ハリーさんへの給料分ということでお支払いをしている金額になります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 当町におかれまして国際化時代において英語教育に力を入れてくださっている項目でありがたいと思います。1つ気になることがございまして、最初に年度初めに英語をスタートする見

童に対して1年間英語指導をして、3月にどのくらいのスキルが上がったかという結果にコミットするやり方は何か文書か何かで英語指導員の方からいただいておりますでしょうか。成績が上がったというところと語弊があるのですが、これだけ子供たちの能力が上がったよとかいうエビデンスみたいなのはございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

私のほうでは子供たちがどの程度英語の語学力が上がったかということについてはちょっと把握しておりませんが、中学校の場合ですと英語検定とかございますので、その辺で子供たちの十分役に立っているのかなとは思っておりますが、小学校のほう、どの程度英語を指導する前と後でどのくらい変わっているかというのは、今のところはちょっと把握をしていないというところであります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） これはちょっとなかなか難しいことだと思うのですが、もし年の初め、4月にこういう項目を学ばせると英語の担当の先生にある一定の表を出していただいて、そしてこの学年とこの学年はここまで上げますよと。余り高くハードルを上げてしまうと、今度当町に来る英語の教師の方いらっしやらないと困るので、ただ全国でALTの方たち、やはりインターネットでいろんな調査をして、自分が行きたい町を探したりします。すると、この学校は自分の能力を評価してくれるのだとか、やる気のある町だなということで、またいい人材といたらちょっとあれなのですが、とても頑張りがいのある方とか、やはりいい流れが出てくると思うので、決して高くハードルを上げるのではなく、やはりやるからには目標値を決め、最初にこういうことを学ばせて、そして子供たちが例えば英語が嫌いな子が英語が好きになったぐらいのレベルでもいいと思うのですが、そういうやり方もこれからはさらに考えていただくのもどうかという意見なのですが、教育長、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） どっちもハリーさんでややこしいのですが、今年度末に入ったものですが、小学校のハリーさん、学校で授業がないというので、役所勤務といいますか、教育委員会のテーブルでデスクワークをしておりました。きょうは学校で授業ないのだねということで、「学校でいるのと教育委員会で事務仕事しているの、どっち楽しいですか」、ちょっとちらっと聞いたら、「もちろん子供たちが楽しいです」ということでした。ですから、どっちのハリーさんも遊佐町になじんでいただいて、2人とも相当年数たっているのです。来年度も2人とも契約いただくということで今動いていますので。いい先生に来ていただいて、子供たちを学ばせていただいているかなという思いです。

評価のあり方ということで、特に小学校の場合は外国語活動ということでしたので、評価の観点というのは難しい面もあったのですが、来年度から学習指導要領の先取りで、2年間先取りになりますけれども、小学校も英語として教科の授業を始めるということで、各小学校で合意しておりますので、その準備も進めていただいております。そういうことで、当然教科ですから、評価ということも伴ってきます。ただ中学校の授業のようにテストがあるとか、そういうことにはならないかと思っておりますけれども、いずれにしても今度話す、聞くだけでなく、表記の面、読む、書くも若干入ってくるという中身ですので、その辺はこれから慎重にといたしますが、丁寧に、今委員おっしゃったように小学校のうちから英語嫌いをつくっ

てしまうというのが一番だめだと思うのです。まして、小学校への英語科の導入については賛否両論ある中です。日本語でもちゃんと表現できないのに、英語勉強してどうするのだというご意見もある中で、その辺は教科になることで当然評価というのが裏表でついてきますので、今やはり目標値のあり方とか評価のあり方はこれから大きな課題になるのだと思いますので、ただ小学校の英語、語学ですので、点数とったとか、とれないとか、そういう評価ではなくて、今お話あったように楽しいと、もっともっと英語勉強したいという、そういう気持ちを育てていくことが一番だと思っております。間もなく中学校のソルノク派遣団の皆さんは、間もなく出発式あるわけですけれども、任命式では、これを機会にもっともっと英語を好きになって勉強したいのだと、そういうきっかけにしたいのだという思いで参加している。あるいは参加して帰ってきた生徒は、これまで以上に英語の重要性に気がついたし、もっとしっかり勉強していきたいというのがありますので、学校での英語の授業もそうですけれども、いろんな場面でこれからの時代を生きていく子供たちにはそういう力はつけていく必要があるのだと思います。まず、英語を好きになってもらうこと、ほかの日本語以外の言語でお話できる、表現できる、あるいは聞くことができるということがいいことなのだな、楽しいことなのだなということを実感していただくことが一番かなと思っております。

委員長（菅原和幸君） 上衣は自由にしてください。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

遊佐町で英語の講師を中学校でなさっていた方で、何と遊佐町の方と結婚して、そして英語の民間の会社に入られて、そして今何と赤ちゃんも生まれて、そして遊佐の空き家に住んでくださって、そして憂鬱とバラという漢字が書ける、すばらしい能力のある方を存じ上げておりますが、もう典型的なALT成功事例と私は名づけておるのですが、循環がすばらしいのです。子供たちに与える影響もよい、近江商人ではないのですが、三方よしなのです。子供たちに与える影響もよい、その日本が大好きな方にとっても、イギリスから来たのですが、日本を堪能できる。そして、もうかわいらしい奥様とご結婚なさり、そしてかわいらしいお子様が生まれて、そのお子様は遊佐町民となり、何がすばしいって、その方のお宅というか、あるところでお会いしたときに、何とイギリスからお父さん、お母さんも来るのです。この前はお兄様も来て、もうグローバル地区になっています。そのような行き来、そこに定住しなくても、結局行き来する、人が行き交うことがこの施策の根源だと思います。道はなくても人がいれば、やはり下世話ですが、お金は動きます。どこかで買い物はします。どこかでガソリンは詰めます、町内で。やっぱりそういうことが、今我々がいろんな見方がございます。議論の上では批判もございまして、これやって何になるのというシンプルな質問も私もたまに受けます。しかしながら、この町はこうなりたいのだ、この町はこうしていきたいのだということで、今こういうふうにはシンクタンク、行政機関の皆様、頭脳集団の方たちと我々が議員として日々頑張っているのはそういうことかなと思います。町長、もしよかったらご所見お願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 町の活性化という形でいくと、いろんな人がこの町を訪れて、できれば住んでもらいたい、定住促進策、そして総合戦略にもそれは示してある。それから、第8次の町の振興計画にもそ

れらやっぱり頑張っていきたいと思いますということをやっていますけれども、きのう実は大変うれしいことがありました。きらやかの遊佐の総会にご案内いただいて、町の話もしたのですけれども、きらやか銀行の遊佐支店の方が、「いや、元気のいい町ですよ。やっぱりね」ということを言っていただきました。一番最初に言われたのがYTSのCM大賞、まさか山形県で遊佐町が2年続けてとるなんてなかったのでしょうねということ、それからウイスキーとかサクラマスとか、いろんなよそからやってみたいという企業、それから進出企業が少しずつあるということはやっぱりすばらしくうれしいことだと思っています。工業団地、まだまだあいています。山形県がつくってから何十年も、大阪有機さんが入ってからだとほぼ15年ぐらい新規の企業がなかった状態の中で、今また木質バイオの発電工場もしたいということに来ています。いろんな人が訪れるということは、そこで初めて遊佐のよさを知ってもらえるということですから、それらやっぱり来た人をしっかりと温かく受け入れる、そしてやっぱり町の発信はしっかり基本的な点はやっていく、それらが町民の皆さん全てが温かい心で受け入れてくれることに感激して、また次に広がっていくという、そんないい循環がこの町で生まれてくれればありがたいと思っています。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 私もなるべくならいい循環をこれからもできるような一人になりたいと思っています。

それでは、最後の質問に参ります。44ページに移ります。款4衛生費、節19番負担金補助及び交付金、猫の避妊・去勢手術補助金、これについてお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

遊佐町猫の避妊・去勢手術費補助金という形で28年度から実施をしておりますが、その費用として新年度、30年度におきましても予算化をさせていただきました。雄猫の部分が25件、雌猫を同じく25件で、合わせまして32万5,000円とさせていただきます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

平成22年度の環境省の住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインという国がつくった方針がございまして、日本の犬や猫の飼育頭数は推計今約2,700万頭にも達しており、何と未成年者の数よりも多くなっているということです。ペットとして飼育される犬や猫の位置づけや役割も変化して、家族の一員だったり、パートナーとして扱われるようになってきています。ただその一方で、ライフスタイルの多様化とともに不適切な、不適正な飼育などから飼い主とその近隣住民などの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになってきているのも事実です。このような状況を未然に防止していくために、必要に応じて行政と地域が協力してルールづくりを進めることが期待されますと平成22年に既に国がうたっているわけなのですけれども、当町におかれましても平成28年度からやっとこの問題に着手できたのかなと感じておりますが、ただやはり賛否両論でございまして、予算を使うなら生きている人に使ってほしい、生きている人々、町民の方にといいお声もございまして。そして、今回クラウドファンディングということで、遊佐町の財源を使わなくとも、クラウドファンディングは皆様ご承知のように、クラウドは群

集、ファンディングは資金を調達する意味で、インターネット上で同じこういうことを頑張りたい、こういうことをよくしたいという方たちに呼びかけるという手法でございます。私も遊佐町、クラウドファンディングと2つ入れてみました。1番目に出ました、すぐに。そして、プロジェクトオーナーが山形県遊佐町ということで、遊佐町は恵みの多い鳥海山、日本海、月光川の清流に生まれ、創造性豊かな歴史と文化を持つ田園の町です。町では、あらゆる分野でチャレンジャー精神のもと、遊佐ブランド、人、物、組織、地域、おもてなしの心などをつくり上げていき、その過程ではともにいい汗と知恵を出し合うことのできる喜びと感動を味わい、町民一人一人が固有の資源と、あわせて誇りを持ち、分かち合うことを理念として町づくりを進めています。このようにインターネット上で遊佐町のことを紹介されておりました。たかが平成28年にこのこと、いい施策ですよと動き出したものが、28、29、30年、わずか3年でもうどこにも負けないような、正直結果を申しますと、クラウドファンディングの結果ですが、目標金額100万円に対して達成率139.2%です。結果をきちんと出しているのです。最初は全然この案件ってどうなのというみんなが疑心暗鬼で、ここにかじを切っているのというものだったのです、28年度は。しかしながら、3年たってきっちりとした形ができてきて、なおかつ全国からの声ですが、ちょっと読み上げさせていただきます。「寒い山形は野良猫が生きていくにはより一層厳しい環境でしょう。不幸な猫ちゃんが少しでも少なくなりますように活動を応援しています」というコメントや、「自身も猫の保護、里親探し、外猫ちゃんの避妊手術の活動をしています。町を挙げての取り組み、職員さんの熱意に感動しました。少しでも申しわけありませんが、猫のために、そしてそれにかかわる方たちのつらい思いが少しでも軽減されますよう、お役立ていただければうれしいです」というふうなコメントも寄せられております。

1つ申し上げておきたいのですけれども、実を言うと私は今さらなのですが、猫嫌いなのです。子供が猫を拾ってきてしまうのです。子猫。そういう、私が猫が好きだからここに執着しているのではないかというご意見もあったので、実は違うのですと。だから、本当にそれは個人的なことなので、もう削除していただいていいのですけれども、なおかつそれに対して行政の方たちも困っていることだったのです。役場の前に猫が捨てられている。どうするのと、そういうことで解決策を見出したときに1歩1歩進んだものがこの町民と協働していく動物と共生できる町へのアプローチだったり、こういうクラウドファンディングのシステムだったり、これは所管外なのですが、企画課さんのご努力なのですけれども。やはり全てのことをしようとしたときに、チームワークがよ過ぎるなと私は思ったくらいなのです。結果が出ています。コミットしています、ここに。約束事がもう絶対これは皆さん、もう見てもらえばわかると思うのですけれども、意味がわかるのです。なぜこの活動をしているか。やはり地域をよくするということはちっちゃなことなのですが、なるべくトラブルを防ぎたいですし、なるべくいいことをしたい、遊佐町のためによいことをしたいということでやっていると思います。そして、今回この件に関しましては、やはり非難の声もおありだったでしょう。しかしながら、地域生活課長としては予算に計上したというご所見をお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

犬猫問題というか、動物愛護関係ですけれども、24年度の法改正に基づいてかなり制度も変わって、単に殺処分というのは認められないという方向に、動物の保護という形が強くなっておりますけれども、そ

ういったことも受けて、県もさまざまな事業に取り組んでいる状況です。町としましては、そういった特に野良猫に関しては自然繁殖を繰り返して地域の環境問題にまで発展しているという状況もあることから、その辺をまず根っこのところから抑えていく必要があるだろうということから、今回この避妊、去勢手術についての事業を平成28年度につくらせていただいて、事業を始めているところでございます。ただ、先ほど委員のほうからもありましたけれども、やっぱり反感を持っている人も中にはいらっしゃるということで、その辺についてはやはり今さまざまな制度といいますか、寄附行為が行われている中で、クラウドファンディングといった形で賛同をいただける人から寄附をいただいて、その中で運営をしていくという形がやっぱりあるであろうということから、29年度に取り組みをさせていただいたところでございます。思った以上に反響がありまして、かなりの、先ほど言いました139.2%という形の実績で、達成率でございますが、件数にして、件数といいますか、寄附者の人数ですが、118人ほど。139.2ということは、それが万という形、139.2万円という、そういう形になるわけですが、もともとの100万円に対しましてですので、そのような形で多くの賛同者がいるということも事実であります。その反感を持つ皆さんに関しては、これまでも広報でいろいろと周知してきたところでございますけれども、これからも周知を重ねながら、環境問題として捉えて実施をしておりますこの事業を継続して実施をしていきたいなというふうに考えておりますし、これからも賛同をいただける人からご協力をいただきながら、動物愛護という観点からも強く進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

限られた予算の中で、これも直したい、ここもよくしたい、これもしたい、本当そのとおりなのです。やりたいところ、やりたい箇所、よくしたいところ、いっぱいございます。福祉、教育、高齢化対策、少子化、道路、津波対策。野良猫に構っている予算はないのです。しかしながら、きちんとしたプロジェクトを組んで、きちんとした方策をとれば、これだけの金額が集まってくる。私もIT世代ではございませぬ。正直アナログで、本当についていくのが精いっぱい日常なのですけれども、私ですら検索で2文字やっただけで全ての資料が取り出せる。ただちょっとプリントアウトができなくて実家に行ってしまいました。プリントアウトは実家でしてきたのですけれども、この山形県で初めてした施策ということで、県のほうでも殺処分ゼロに向けて動き出しているという情報もございます。当町におかれまして、地域生活課長、案外他市町村から視察ではないのですけれども、勉強したいという方もいらっしゃるのでしょうか。そこをお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

メディア、新聞社のほうからでしたか、NHKのほうでしたか、そういった形で問い合わせありまして、担当の補佐がそれに対応したということではございました。このような形で全国的なこういったものへの感心が高まっている状況であるなということはそのからも感じ取ることができました。

委員長（菅原和幸君） 松永裕美委員の質疑中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 午前中の議論で町内の地域猫のあり方についてもお話しさせていただきましたが、やはり意識改革が一番大事だと思っております。この前、あるお店屋さんで町内で買い物をしておりましたら、やはり地域猫がおりまして、そこのお店屋さんの方が、「松永さん、この猫、地域猫というんだそうですね」と、「この猫、地域猫と言うなんどや。おべつだが」と言われて、ああ、そうですかと私はうれしくなりました。そういうことが町づくりの一步なのかなと思います。地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のことを指しまして、その地域に合った方法で飼育、管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域でのトラブルを防ぐためのルールに基づいて適切に飼育、管理し、これ以上数をふやさず、一代限りの命を全うさせる猫を指します。

なお、当町におかれましては、同じクラウドファンディングの手法で大事な先代が一生懸命築いてくださった黒松の保全についても取り組まれております。ただ、いかんせん黒松の保全につきましては、結果的にはなかなか思わしくない結果で終わってしまったと認識しております。しかしながら、そこに対してはやはりまたなおどうしてこちらの案件は成功して、どうしてこちらの案件は不発に終わったのかなというところを検証し、実証をいろいろ繰り広げ、行政サイドでのご努力とこれからの当町の発展につきましても大事なことでございますので、ぜひ力を入れていただければ、黒松の保全も、やはり今地球環境の話題に触れますと皆さんやっぱり自然豊かなこの町にとっても共感してくれたり、この町とてもいい町ですよと本当に全国もしくは海外からもこのよさを早く気づいてくださいよというメッセージもたまに私もいただいたりしますので、住んでいる人が気づかないことをほかの方たち、よその方たちから教えてもらうこともたくさんございますので、インターネットでの取り組みはとてもデリケートな部分があったり、やはり例えば写真を出すにしても、この写真をインターネット出しているですかときちんとコンプライアンスをしっかりとしないと、またいろんなトラブルに巻き込まれたりとか、便利な分恐ろしい部分があるのですけれども、とりあえず知ったかぶらないで1個1個丁寧にやっていけば、今回の成功した当町における官民一体型の成功例として山形県のほうからもきっちり評価されていると思いますので、官民で力を合わせ、人と動物が共生できる地域もしくは自然を大事にする当町のすばらしさを保持し、これからも施策に反映させていただけたらと思います。

以上で私からの質問は終わらせていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 先ほど松永裕美委員の質疑に対しまして答弁漏れがあったということで、教育課長のほうから発言を求められておりますので、許可します。どうぞ。

教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） 先ほど答弁漏れがございましたスクールカウンセラーとペアレントトレーニングの参加者の実績でございますけれども、スクールカウンセラーの相談実績としては今年度

24回ほど実施をしております、9名の生徒が相談を受けております。なお、ペアレントトレーニングのほうについては11名の保護者が参加をしているという状況になってございます。

委員長（菅原和幸君） これで2番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

ここで委員長の席を齋藤武副委員長と交代いたします。

（委員長、副委員長と交代）

副委員長（齋藤 武君） ただいま本席を委員長と交代し務めさせていただきます。何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

直ちに審査に入ります。

5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 私のほうからも質問させていただきます。

この平成30年度遊佐町歳入歳出予算書の中の11ページ、歳入のほうです。1目固定資産税6億3,600万円見込んでおりますけれども、町中を歩いてみてもわかるのですけれども、風力発電とか太陽光発電があちこちに見られます。そのほうの固定資産税は幾らぐらい見込んでいるのかお尋ねしたいのですけれども、ざっくりとでいいですのでお願いします。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えをいたします。

11ページの6億3,600万円計上している固定資産税の内訳の中に2億1,800万円ということで償却資産の計上がございます。その中で太陽光発電に関する金額といたしましては約5,700万円ほどというふうに見込んでございます。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 前のTDK跡にも太陽光がいっぱい並んでおりましたので、幾らぐらい見込んでいるのかなとお尋ねいたしました。

それでは、歳入のほうで町民課のほうにもう一点聞きたいと思います。16ページの12款使用料及び手数料、2項の手数料の16ページです。1目総務手数料の中に総務手数料、節です。住民基本台帳手数料200万円とありますけれども、その内訳をお願いします。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えをいたします。

住民基本台帳手数料の中には住民票でありますとか、そういった証明書の発行に關していただく手数料が入っております。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） それではお聞きいたします。マイナンバーという取り組みやっておりましたけれども、その状況はいかがなものでしょうか。お願いします。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

マイナンバーの取り組みにつきましては、遊佐町としては平成28年1月からマイナンバーカードの交付

が始まっております。平成30年2月末現在というふうなことで、2年ちょっとたったわけでございますけれども、現在有効カード枚数が963枚であります。参考までに人口が2月末現在で1万4,109人ということですので、これ割り返しました普及率が6.83%という状況でございます。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 963件。進まない要因は何だと思えますか。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えをいたします。

進まない要因といえますか、今申し上げました、私6.83%と申し上げましたっけ。どうですか。

（「963枚」の声あり）

町民課長（中川三彦君） 963枚、6.83%というふうに申し上げました。この数値が全国的あるいは県内的にどうかということに関しましては、普及率からすれば中ぐらいというふうに受け取ってございます。ただ、全体的な人口の比率にしますと6.83%でございますので、確かに大幅に普及しているとは言いがたい状況であるというふうに思います。なかなかマイナンバー自体が使う、そのマイナンバーを使ってしなければならぬ業務とか、それからマイナンバーでないといけないというふうなものもまだまだ少ないのかなというふうなことも一つの要因かというふうに思っております。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） このマイナンバーをつくと何かこれがいいというメリットはあるのでしょうか。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えをいたします。

マイナンバーにつきましては、現在のところ一番活用されているのは身分証明的な機能ということかと思えます。顔写真が入っておりますので、それ1枚で身分証明書を兼ねながら個人番号も証明できるという利点があります。これを使って例えばイータックスというふうなことで電子申告、こういったものの証明に使ったりでありますとか、そういった使い方が今のところは一番ポピュラーな使い方かなというふうに思います。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 国のほうでも今は余り騒がなくなったのですけれども、もっともっとPRしてふやしていただきたいなと思えます。

あと、町民課のほうに歳出のほうにも質問したいと思います。34ページ、2款総務費の中の1目戸籍住民基本台帳費の中の出生児誕生記念品代とありますけれども、これは何を記念品として上げるのかお伺いします。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

この記念品として町のほうで今お上げしておるのは、タオルと、それから木製のパズルの2種類でございます。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 前紙おむつ差し上げていたと思いますけれども、紙おむつは今は差し上げていないのでしょうか、お伺いします。

副委員長(齋藤 武君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答え申し上げます。

紙おむつにつきましては、確かに委員のおっしゃるように以前は選べる品物の中の一つというふうなことでお上げしていた時期がございましたが、平成28年の9月1日以降、実は酒田市の花王さんの工場がございましたけれども、その花王さんのご提供によりまして紙おむつをぜひ庄内地方の各自治体のこういった誕生祝い品として無償で提供したいというふうな申し出がございまして、28年9月1日以降にお生まれになった子供たちには花王さんのほうから紙おむつを贈るというふうなことで、現在はしたがいまして紙おむつプラスタオルかパズルというふうな形でお上げをしているところでございます。

(「何だっけ」の声あり)

町民課長(中川三彦君) パズルでございます。

副委員長(齋藤 武君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 紙おむつのほうは花王さんのほうから無償で上げているということで、大変ありがたいなと思っております。

それでは、この同じ項の11節の需用費、印刷製本費151万円とありますけれども、その内訳をお願いします。

副委員長(齋藤 武君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答え申し上げます。

印刷製本費15万1,000円ですよね。15万1,000円の内訳としましては、印鑑証明でありますとか住民票、戸籍の証明に使います偽造防止用紙の印刷代として10万円、それからご当地婚姻届出の用紙として4万8,000円、人権擁護委員証明写真代として3,000円という内訳になってございます。

副委員長(齋藤 武君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) この印刷費の中にはご当地婚姻届の用紙も入っているということでしたけれども、このピンクのハート描いている、あと鳥海山のブルーのこの用紙ですけども、これだけ今まで上げてきましたよね。これ以外にも心に残るようなものを何かする予定はございませんでしょうか。

副委員長(齋藤 武君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えを申し上げます。

結論から申し上げますと、今のところ婚姻届出の受理をしているという状況でございまして、それに加えて何かをお上げするという取り組みはしてございません。

副委員長(齋藤 武君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 酒田市などでは写真を撮るコーナーをつくったりということもありますので、こちらの誕生プレゼントのかわりに婚姻届で何か額、写真立てのようなものにこれを記念に入れて差し上げたら飾っているのもいいのかなと思って、こういうのも提案したいなと思っておりますので、今後検討をお願いしたいと思います。

それでは、同じ項で13節委託料、354万4,000円、戸籍総合システム稼働維持費等の説明をお願いします。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

354万4,000円の内訳というふうなことで、初めに45万4,000円につきましては火葬許可代行受け付けというふうなことで、警備員さんのほうに火葬の受け付けの代行をお願いしている委託料でございます。276万円が戸籍総合システム保守、ソフト更新等に係る委託料ということでございます。それから、33万円につきましては同じく戸籍総合システムの元号の改定対応作業ということで計上してございます。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） この中にサンデー窓口は入ってはいないのでしょうか。サンデー窓口のほうはどうなっているのでしょうか、お願いします。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

サンデー窓口につきましては、職員のほうで対応してございますので、経費としては計上されてございません。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） この前議会運営委員会で寒河江市のほうに視察に行ったのですが、寒河江市ではサンデー窓口ですか、受け付けを24時間、消防署のほうでやっておりました。うちのほうも件数を見ますと余り多くないので、職員等の負担、バランス等も考えて警備保障に委託させたらどうかと思えますけれども、この辺どう思いますか。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えをいたします。

以前もそのようなことでいろいろとサンデー窓口という現在の方式でよいのか、それとも別の方式があるのかというふうなことで検討をしてみた経過がございました。ただ、その時点では現在の職員が対応するサンデー窓口の現在のスタイルが一番いいのかなというふうなことで現在採用しているわけでございまして、また町民の声、そういったものによっていろいろご意見があるとすれば、さらにまた検討を加えていきたいと思っております。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） やはり酒田市にとって悪いのですけれども、酒田市のほうでも警備会社のほうでやっております、各支所でもとれるようになっておりました。八幡、平田、松山の支所でもとれるようになっておりましたので、便利なのかなと思っております。その辺これから検討をお願いしたいと思えます。それでは、町民課のほうをこれで終わりたいと思えます。

次、福祉課のほうに行きます。40ページの3款民生費、3目児童福祉施設費、1節の報酬、嘱託保育士報酬3,762万8,000円計上になっておりますけれども、その内容をお願いします。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

嘱託保育士の報酬として18人分確保した予算額であります。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 嘱託保育士が担任を受け持っているという状況はどうか説明願います。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

保育園のクラス担任につきましては、有資格の保育士を基本に配置をしているところでございますが、職員の保育士において現在育休をとっている職員がおりますので、その方のかわりということもありません。クラス担任をしているということでございますが、ゼロ歳児等小さいお子さんのクラスについても年間を通して嘱託保育士がクラス担任をしている場合がございます。いずれにしましても、クラス担任については必ず有資格の方を充てているというふうなことでございます。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 国でも全国的に保育士不足というのがありまして、ひどいというか、ある保育園では妊娠するのも、次は誰ですよ、次は誰ですよというように決められるということでもありますので、町のほうでもしっかりと保育士確保はしていただきたいなと思っておりますし、退職した保育士さんなども確保していただければなと思っております。今答弁では担任は持っていないと、嘱託保育士さんは持っていないという答弁でしたけれども、それを捉えてよろしいのでしょうか。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

職員は、もちろん保育士資格を持っておりますけれども、嘱託保育士についても全員有資格者でございます。ですから、クラス担任については有資格者の町職員もしくは嘱託保育士を配置をしているということでございます。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） このように非正規職員を重要なポジションにつけるということは、そういう点で総務課長にお伺いします。嘱託保育士さんとか、先ほど私質問した町民課の窓口のほうですか、そういうポジションに重責な仕事を担っている臨時職員さんですけども、そういう状況はいかがなものか。それとあと国のほうで働き方改革で同一労働同一賃金というのがありまして、国のほうで臨時職員にもボーナスを支給する方向ということはあるんですけども、町のほうではどのように思っているのか、総務課長のほうにお伺いします。

副委員長（齋藤 武君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。大きく2つのテーマでのご質問でございました。

まず1点目、保育園の嘱託保育士を含めた町の日々雇用職員あるいは嘱託を含む非常勤特別職の採用あるいは労働状況でございますが、今年度におきましては110名ほど遊佐町役場で働いております。外部職場も含めてということになります。年々若干なりともその人数はふえている状況にあるかなというふうには思っております。それぞれの職は身分も違いますし、今健康福祉課長からあったように有資格者であるかなしかなというようなことでのその役割、責任の状況も変わってきます。ただ、いずれの職においてもルールにのっとった形で要綱なり、あるいは法律に連なる部分もございまして、そのルールにのっと

つての職務を全うしてもらっているということだというふうに理解していただければと思います。

嘱託保育士に関しましては、先ほど担当課長より答弁あったとおりであります。例えば日々雇用職員につきましては採用条件あるいは勤務条件を設けておりまして、内規を持っておりまして、そのもとでということになります。2点目の働き方改革、政府が唱える働き方改革、その中での同一労働同一賃金のテーマに移っていくわけでありまして、平成32年4月1日施行に向けて会計年度任用職員制度という制度に切りかわっていきます。先ほど申し上げました日々雇用職員あるいは嘱託保育士を含む非常勤職員がこの制度にのっとって採用され、仕事をさせていただくという形になります。当課、総務課で言えば危機管理アドバイザーあるいは交通安全専門指導員、これらがこの枠組みの中に入っていきます。今制度設計しているところで、まだ若干施行日が先だということがありまして、今少しずつその制度のあり方協議をしているところで、来年度に入りますと一定の予算も計上させていただいておりまして、例規の整備、次の段階では給与システム、財務システムの改正などを行って32年4月1日に入っていくと、施行という形になっていくわけでありまして、確かに我々正職員よりは身分は不安定なところがありますし、そして賃金であったり、報酬であったり、その賃金体系といいますか、給与体系につきましては比較において低額に甘んじてもらっているという状況がございます。この働き方改革の一環の中で会計年度任用職員というスキームの中で、その辺一定労働条件、雇用条件を引き上げていくということになっていきます。それが狙いなわけでありまして、賃金においても、あるいは一時金の支給ということも念頭に置いておりますし、それから休暇休業制度についても待遇面で可能な限り改善を図っていくということで、今後取り組んでまいりたいと考えておりました。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 総務省のほうでも地方公務員の臨時非常勤職員にボーナスをとということでホームページのほうに掲載してありましたので、少しでも責任ある仕事をやっていただくためには検討していただきたいなと思うところでありまして。32年の4月1日に向かって進んでいるということでしたので、安心して答弁を聞いておりました。ありがとうございます。

それでは、福祉課のほう、41ページの先ほどから2名ほど質問ありましたけれども、40ページ、児童福祉施設費の目、19節の負担金補助及び交付金の中に放課後児童クラブ、4項目ほどありますけれども、国の規格ですと児童1人当たりの居場所というか、スペースが1.65平方メートルとしてありますけれども、町のぽっかぽかクラブのほうはどのようなことになっているのかお伺いします。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

子どもセンター内にありますぽっかぽかクラブにつきましては、玄関、ホール、トイレ等全て含めて約101平米となっております。この中で事業をさせていただいているということでございます。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 多分子供1人に対して1.65平米とはほど遠いのかなと思いますけれども、先ほどから2人も質問に立っておりますので、その辺早急に考えていただければと思います。きのうも行ってみましたけれども、指導員の方もはらはらして指導しているようでありました。ボール等もかたいのでなく

てやわらかいようなボールでございましたので、やはりその辺はしっかりと準備をしていただきたいなと思っております。その辺どう思いますか。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この101平米を単純に1.65で割りますと、まず61.幾らというふうなことで、まず60人程度はというふうな数値上はなるわけですけれども、この場合はトイレ等も含んでおりますので、確かに利用に当たっては狭い場合も多々あるのだらうというふうに思っております。ただ、利用につきましては来年度の場合ですと75人の募集ということでお伺いしておりますけれども、その中で大体常時来るお子さんが40人をちょっと超える程度というふうにも聞いております。そういった中で長期の夏休みですとか、そういった場合にはやはり本当に狭いというふうなこともお聞きしておりますけれども、そういった場合については子どもセンター内にあります集会室、板敷きの部屋ですけれども、そこなんかも開放しながら使っているということでもありますので、施設を有効に使いながら、なおかつ状況をよく把握をさせていただきまして、狭い等の場合については増築等も積極的に考えていきたいというふうに思います。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） ことし新しく入る1年生の父兄からも学童保育がいっぱいで断られたという話をお聞きしましたので、この辺はしっかりと整備していただきたいなと願います。

それでは、福祉課のほう、38ページのほうに戻ります。3款民生費、19節負担金補助及び交付金、新しい事業であります。地域助け合い事業推進補助金50万円計上してありますけれども、その内訳をお願いします。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 地域助け合い事業推進補助金でありますけれども、これにつきましては地域支援合い体制づくりということで、西遊佐地区でつくっていただきましたエプロンサービス並びに他の地区でも検討を今始めていただいておりますけれども、そういった体制をつくったときに初期費用あるいは運営費用に対して補助金を支出をするというふうなことで予算化を図ったものでございます。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 齋藤委員からも一般質問でありましたエプロンサービスのほうに事務費等を補助するという事業で捉えてよろしいのでしょうか。そして、エプロンサービス、去年の10月から始まったわけですけれども、利用状況のほうをわかる範囲でお願いしたいのですけれども。わかる範囲で。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

利用状況につきましては、たしか支援をお願いしますというふうに登録をした方が6人というふうに私記憶ではございます。それに対して、いわゆる私支援ができますというふうな方についてはたしか20人程度というふうにお聞きをしたところでございます。内容としては、ごみ出しあるいは買い物支援、そういったものでございますけれども、ごみ出しについては短時間で終わるということで、たしか3回でチケット1枚とか、そんなふうなお聞きをしたと思っております。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 当初思ったよりも6人ですか、利用者が。ちょっと少ないかなと思って今聞いておりました。まだまだアピールする必要があるのかなと思っております。

そして、同じ福祉課なのですけれども、37ページに戻りまして、3款、同じ民生費です。19節の負担金補助及び交付金の中の下から4番目ですが、地域支え合い体制づくり事業補助金350万円ありますけれども、300万円はわかりますけれども、50万円の内訳をお願いいたします。

副委員長(齋藤 武君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 50万円分につきましては、介護予防ということでのいきいき百歳体操、こういったものを始める場合に、そのための備品、椅子ですとかあるいはDVDの再生装置、そういったものについて助成をするというふうな内容でありまして、1件当たりの上限を5万円としておりますので、10集落分を予算化をさせていただきました。

副委員長(齋藤 武君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 10集落分ありますけれども、今までもこれあったのでしょうか、お聞きいたします。

副委員長(齋藤 武君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 29年度においても予算化を図ったところであります。たしか7集落でしたか、購入をしていただいたと思います。

副委員長(齋藤 武君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 10集落に上限を5万円、いきいき百歳体操のパイプ椅子等ということでしたけれども、一般質問の答弁で健康マイレージ事業、あの事業が20ポイント獲得したという人が100人近く少なくなっておりますけれども、それはその要因はどう見ているのでしょうか。

副委員長(齋藤 武君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えします。

マイレージの実績につきましては、2月26日現在ということで把握をしてございますので、まだ3月たしか20日ころまででしたっけか、受け付けておりますので、その後ふえているというふうには思っておりますが、最終的な人数については今まだ確認してございません。

副委員長(齋藤 武君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) これも去年あたりは全集落で一生懸命取り組んだのだと思いますけれども、何か集落に誰か先導する人がいれば普及なるのかなと思います。健康推進委員ですか、そういう方もおりますので、そういうときにでもお話をさせていただければなと思っておりますけれども、コーディネーターということでもないので、何かそういう要請みたいのあればいいのかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

副委員長(齋藤 武君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えいたします。

現在町内でいきいき百歳体操を実施している団体につきましては26団体というふうに把握をしているところでございますが、最初のいわゆる立ち上げのときには健康支援系の保健師が訪問しまして支援をさせていただいていると。その後については、やっぱり自主運営をしていただくということでお願いをして

いることをごさいます。週1回以上というふうなことでお話をさせていただいておりますので、全ての事業にやはり保健師が出ていくというのはなかなか困難というふうなことでもあります。そういった意味では地域の中でそういったいわゆるかなめとなってくれる方がいるかないかというのがこの事業の立ち上げの言ってみればポイントでもあるように感じております。そういった意味では来週健康推進委員の研修会もありますので、なおお願いなどを申し上げながらお話をしていきたいというふうに思います。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） やはり今は助け合い運動ですが、それがやはり一番重要でありますし、福祉に対する予算もどんどん大きくなるのかなと思いますので、その辺しっかりと説明をしていただきたいと思います。その辺をお願いして、福祉のほうは終わります。

企画のほうに行きます。企画の57ページ、7款商工費、3目観光費で19節の負担金補助及び交付金でクルーズ船誘致部会負担金3万円とあるが、5月25日に予定のコスタネオロマンチカが乗客1,800人、それがことし来ることを予定しておりましたが、来なくなったということをお聞きしましたか。

副委員長（齋藤 武君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

平成30年度もコスタネオロマンチカですが、の寄港が3回ほど行われるということで当初報道されておりましたけれども、この間の新聞報道で5月の25日でしたか、の寄港が取りやめになったということで、金沢港から酒田港を経ないで直接横浜に戻るという報道がなされたところであります。非常に残念ではありますけれども、もう残り回数数回来るわけでありまして、そのときに万全の対応で対応したいというふうに考えております。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） ことしは7月1日と7月17日がダイヤモンドプリンセス、それから8月2日と10月12日がコスタネオロマンチカが4回来るということを新聞報道で見ましたけれども、町としてはどのような対応をとろうとしているのかお伺いいたします。

副委員長（齋藤 武君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

平成29年度に1回来たときの対応を踏まえて、そのときの反省を踏まえた対応をしていかなければならないのかなというふうに考えております。遊佐町に来ていただくオプションツアーについては、候補は上げていただきましたけれども、実質は参加人数がなくて中止になったということも踏まえて、まず1点はその対応を考えなければいけないというふうに思っております。あともう一点は、前回寄港されたときに単独で町内にお客さんが来ている状況が見受けられたという点もございました。その辺の対応を平成30年度はどうしていくのかという部分も含めて今後詰めていきたいというふうに考えております。

副委員長（齋藤 武君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） ただ、お客さんを待つのではなく、こちらから出向いて、埠頭のほうに、港のほうに出向いて特産品を売るブースを設けるとか、そういうのもあってもいいのかなと思いますので、その辺も考えていただきたいと思います。それをお願いして、私の質疑は終了したいと思います。ありがとうございました。

副委員長（齋藤 武君） これでは5番、土門勝子委員の質疑を終了いたします。

3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 委員長席からおりましたので、責任を持って質問させていただきたいと思っております。

平成30年度予算、一般会計予算総額82億4,900万円ほどで、前年比5億5,700万円ほど増の内容のようでございます。この内示資料を見ますと、投資的経費が58.5%の前年費増でございまして、補助事業費については235%増というようなことで、かなりの事業増でございまして。そのような中で、目的別の歳入の表を見ますと、全てが地方譲与税、各交付金とも前年比マイナスの状況でございまして。そんな中で町税がわずかではございますが、1%の増を見込んでいる内容のようでございます。実は平成27年度からの、町民税、個人町民税と法人町民税の歳入の経過について町民課のほうに質問させていただきませんが、個人町民税については平成27年の年には4億1,100万円、28年度も同額でございまして。29年度に1,300万円ほど増額して、4億二千……私、29年度と申し上げました。29年度4億2,400万円でございます。1,300万円ほど増の予算で議決をしたわけですが、同じく法人町民税も増額の内容でございまして。当初27、28がそんなに大きな伸びがないのに、そんなに多く見ていいのかという自分なりにちょっと思いながら議決したわけなのですが、結果として今上程になった補正予算決議されましたが、その内容につきまして見ますと個人、法人町民税合わせまして5,200万円ほど増額の補正を先日議決したところでございまして。それで、平成30年度の予算見ますと、平成29年度にプラスすること1,450万円、法人町民税は698万円ほど増額の見込みで今予算計上をされているようです。今、あしたまでの予定で29年度に係る確定申告が行われておりますが、この予算の内示資料を見ますと農業収入の伸びによる影響があるということをご想定しての予算の編成のようですが、この増額する予算の町税の見通しについて町民課長のほうに質問をしたいと思います。

副委員長（齋藤 武君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） それでは、お答えいたします。

個人町民税につきましては、現年分のほうを申し上げますと、個人町民税については前年比3.6%増、1,500万円増ということで4億3,500万円と計上させていただきました。所得割につきましては、平成29年度の、いわゆる今年度の収入見込み額をベースとしまして労働人口の減少によります給与所得の減というのは、これは避けて通れないというふうに見込んだ一方、農業収入の回復による影響というふうなことで、結果的にこの1,500万円増ということで見込んだところでございまして。均等割については、前年度と同額の2,300万円というふうなことで計上しております。法人町民税につきましては、これは前年比14.6%増の700万円増というふうなことで、5,500万円ということで現年分を計上しております。こちら個人町民税と同様に、平成29年度の収入見込み額をベースとして251の法人数、前年度はこれ244でしたから、7つほどふえてございまして。これをもとに法人税割については2,600万円、それから均等割については2,900万円を見込んでいるというところであります。法人の増につきましては、平成29年度の実績によりましての数字でございまして。業績が比較的好調な企業もございました。さらに法人数の増によって法人税割、均等割ともに増額ということで計上いたしましたところでございまして。

さらに滞納繰り越し分につきましては、個人町民税が対前年50万円減の350万円ということで予算書には計上しております。法人町民税につきましては、対前年2万円減の5万円ということで、こちら減額で計上しております。ここ数年徴収率の改善によりまして滞納繰越額そのものが個人分、法人分ともに減

少しているということもありまして、減額計上したというところでございます。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 税込ふえればふえるほど、これはいいことでありまして、これから本町は庁舎の建設、その他いろいろなプロジェクトがありますので、いろいろな財源は非常に最も大切だといいますが、ポイントとなる状況だと思います。それで、基本的には中小企業的な張りつけが工業団地のほう、それから今こちらでも新しい店舗が開店しようということでいろいろな条例上の補助等もやっております。たしか法人町民税につきましては算定基礎の中に従業員の増という部分も確かにあったと記憶しておりますので、そういう企業の功績が上がることによってこの法人町民税もアップすることを一つ望みたいと思います。なお、本町は実はことしいろいろな財政の中で財源的には非常にいい状況にあると、そのように理解をしておりますし、一般質問でも触れましたが、経常収支比率は県内のほうでもいいほうで、庄内3町でも本町は断トツと言ったほうがよろしいかわかりませんが、いい状況にありますので、入るものをいっぱい取り込んで、出すものを制約すればたまるのは当然の節理でございますので、税金はふえるということは非常に喜ばしいことかなと、そのように思ってこの質問は終わらせていただきます。

次に、総務課のほうに質問させていただきます。最初に78ページになります。諸支出金の空家対策費の19節に空家解体撤去補助金がございます。平成29年度で50万円の予算に対しまして、今回120万円ほどの計上をされているようですが、ここでたしか私のメモによりますと平成28年度は2棟分で、今年度、29年度は1棟分ということで前説明をいただいたとメモを自分なりにしてはいたしましたが、この増額の部分について質問を1点目させていただきます。

副委員長（齋藤 武君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

今回の補助金額120万円につきましては、1件当たり、1棟当たり最大60万円で2棟分を予定をさせていただいております。この3カ年で増減があったわけですが、今年度の実績を踏まえて来年度2棟というふうな見込みを立てました。今年度初めて1棟実績があったと、つまりこの補助金を活用して解体した事例があったということで、また今年度以降、来年度以降、その傾向は少しずつでも強まっていくであろうというふうな想定のもとに、差し当たってということになるかと思っておりますけれども、1棟分増額というような形で、補助金額の1件当たりのマックス限度額が60万円ということで、今回はそのような措置をさせていただきました。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 今の答弁に対しまして再質問させていただきますが、遊佐町の老朽化危険空き家解体支援事業の補助金交付要綱、今の総務課長の答弁ですと60万円ということでしたが、第6条のほうには限度額が50万円ということとなっております。この要綱をでは改正をすると、そういうことの理解でよろしいでしょうか。質問いたします。

副委員長（齋藤 武君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

6条につきましては、要綱ですね。要綱の6条。この組み立ては、まずは対象事業費に2分の1を乗じ

た額として、その限度額が50万円であります。ただしということになるのですが、町内事業者を活用して解体撤去に及んだ場合は、どうしても専門業者が町内にあるわけではなくて、かかり増し分が出てくるであろうという意味合いで、その分をプラスアルファというようなことで事業費、さらに20万円かかった場合はその半分の10万円を上乗せをするという組み立てになっております。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） すみません。次の第2項を見落としていまして、今の答弁で理解をしたところで

す。

続きまして、この解体支援事業の補助金交付要綱に關します内容についてですが、この第2条の定義で見ますと、空き家とは町内に存する居住を目的として建築または使用され、現に人が居住していない建築物という規定があります。それで、あえてここで質問なのですが、1点目、既に倒壊をしている建物、これについては当然廃棄物になると思います。この事業の対象にはならないと思いますが、あくまでもこの2条を解釈しますと、例えば倉庫類、家ではなくて居住していない倉庫等については当然該当にならないのかなと、そのように条項を読めば理解しますが、その理解でよろしいのかお伺いしたいと思います。

副委員長（齋藤 武君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四世君） お答えいたします。

倉庫というのは、我々が通称蔵と言っている倉庫ですね。倉庫あるいは車庫、そういったものはこの要綱の適用外という形になります。というのは、この要綱の大もとということになりましようか、老朽空き家、危険空き家対策にかかわる条例を町では持っているわけでありまして、空き家等の適正管理に関する条例でございます。この中で空き家等ということで、この言葉の用語の定義をさせていただいております。読み上げますと、「町内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地をいう」と、この条文を読む限りではひょっとしたら倉庫も入るのかなというふうに読めなくもないのですが、逐条解説も持つておりまして、空き家等とは常時無人である建物、事務所、工場等も含む住居プラスそういった建物というふうに定義をさせていただいておりますので、冒頭申し上げましたとおり単なる倉庫、蔵、車庫は入らないというふうにご理解いただきたいと思います。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） この質問をさせていただきましたのは、数年前になりますが、突風である幹線道路の脇にある住んでいない宅地の倉庫が倒壊しまして、それが非常に放置のまま倒壊されている状態があります。あえて今町長おっしゃっていましたが、毎日のようにここ通るわけですが、だんだん朽ち果てていく状況がございます。非常に景観的にもいい状況でもないし、まして幹線道路の脇でもありますので、そういうことで正直言えば所有者は当然いらっしゃいますので、町としては個人財産には入り込めないという部分はあると思いますが、当然相続人とかもし後見人とか、そういういるかどうかわかりませんが、もし申請ある場合、この事業で対応するのかなということを含めて、この質問をさせていただきました。では、一応この件につきましてはこれで終わりたいと思います。

次に、ページは36ページになります。総務費の監査委員費の監査委員費、1節の報酬になります。監査委員につきましては、独立した立場で行政事務を監査する立場にあつて、住民からいろいろ監査請求あれ

ばそれに対応しなければならないという職責を持っているわけですが、監査委員の報酬、ここに掲載のとおり111万2,000円ほどでございます。この根拠につきましては、特別職の職員の給与に関する条例ありますが、その8条に規定する非常勤職員の報酬ということで別表3のほうに規定をされております。その中で監査委員につきましては地方自治法の196条のほうに識見を有する方1名、それから議会議員である者が1名ということで、それで2名の方が就任されております。議会の選出の方については、今年の7月の議会で同意をしたと記憶しておりますが、この議員報酬についてはいろいろ報酬等にした場合、基準となるものがないということで私は理解をしておりますが、この監査委員の報酬について監査の算定基準があるのかということが1つと、本町でこれまで監査委員に対する報酬の見直しや改定がされた経過がありますが、質問をさせていただきます。

副委員長（齋藤 武君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） この36ページの監査委員費につきましては、当課が所管するわけではございませんが、報酬等に関するお尋ねということで、またその業務が事務が当方と密接な関係があるというふうなこともありますので、できる範囲での答弁をまずは私のほうからさせていただきたいと思っております。委員おっしゃるとおり算定根拠となるものは何らかの規定にルール化されているものはないかなというふうな認識でおります。それから、これまでの見直しの経過につきましては、すみません、記憶での話となりますので、もし修正が加わるかもしれませんが、お許し願いたいと思っております。たしか平成22年度に町長ほか副町長、教育長の本来支給額より減じて支給をされているわけですが、そのルール、条例で規定しているそのルールのあり方を見直しをするという段階で他の職、町の特別職、非常勤特別職の各課所管する特別職の実態の調査あるいは引き上げの是非について意向を確認をして見直しの方向に報酬等審議会を開催をして、諮問答申をして検討を加えたという経過がございます。そのとき議員報酬についても一定の議論をさせていただいたというふうに記憶しております。報酬を引き上げをしたという職もありますし、現状のままという職もありました。その中で監査委員につきましては、たしか本体部分、報酬額部分についてはそのままだったかなというふうに、いろんな議論はありましたけれども、その際当然ながら県内の各市町村の報酬額がどうであるか、あるいは費用弁償の支給の実態がどうであるかというようなものを比較検討しての結果でありました。という直近といえば直近の議論の審議の経過がございます。それ以前となりますとちょっと私も全く記憶にございませんので、監査委員のほうからひとつよろしくお話ししたいと思います。

副委員長（齋藤 武君） 金野代表監査委員。

代表監査委員（金野周悦君） それでは、私からわかる範囲で説明させていただきます。

現在の監査委員の報酬については、平成16年ですか、合併協議がなくなって、そのときに議員さんの報酬が当時22万円の報酬で庄内12町村が統一して支給しておったのですが、遊佐町は合併から離脱したということで、議員みずからも報酬を減らすということがありまして、現行の21万5,000円になりました。そのときに関係特別職で監査委員についても当時、私幾らだったかはちょっと今記憶ありませんけれども、現在の金額はそのときから恐らく変わってなくて、先ほど総務課長がお話ししたように22年のときに特別職の報酬等の見直しを行われたときに審議会の委員さんと協議をされましたけれども、現在のまま引き続いて現行の支給になっていると記憶しております。ちなみに、監査委員の報酬については月額でいただ

いている監査委員は山形県22町村のうち5町村です。あとの残りの17ですか。17町村につきましては年額支給になっていて、一番安いところで27万円、あとは大体30万円から40万円の間という年俸の支給になっております。

以上です。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 監査委員から県のトップにつかれているということまで詳しく答弁いただきましてありがとうございます。この件については、一応平成30年度予算の審議の質問であります。ここでちょっと触れたいことがございますが、実は地方自治法の一部を改正する法律の中で、先ほど言った地方自治法の196条に監査委員の議会を選出する立場の人と、あと識見のある方ということで規定をされておりますが、今申し上げたとおり改正があって、昨年6月の9日付で総務大臣の通知の中で議選の監査委員については、これは設置しないことができるという改正が通知あったようでございます。だからといって、どうのこうのではないのですが、この適用が今の4月の1日から適用されるという法律のようですので、関連して質問させていただきますが、今後本町でもするしないかは別として検討することの用意があるかどうか。今の時点だけで結構ですので、質問させていただきたいと思っております。

副委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、法律改正があったということですが、町としては現行の体制でいければありがたいと思っております。1つ、監査委員と議会が合併を離脱したことによってちょうど議会が5,000円減らしたと。そのときに実は日当がそれまで1回ごとに議会も出ていましたけれども、特別職でたしか監査委員も出ていたのです、日当。それも逆に議会と一緒に削減したと、今の費用弁償になったという経過、ちょうど自分が議員のときにそのような動きがあったという記憶があったものですから、ああ、そういえばあのとき日当も議会も外したけれども、特別職という同じ扱いの中ではたしか監査委員も外れたのだよな。それで、そんな監査委員には大変きつい思いをさせたという記憶がありましたので、就任してからの特別職の報酬等審議会ではそこについてもいかがでしょうかという問いかけをさせていただいた。そして、それを全て見ていただいたという経過がございました。

以上であります。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） どうもありがとうございます。

それでは、次に企画課長のほうに質問させていただきます。ページは、29ページになります。8目の企画費、8節の報償費になります。先ほど1番委員のほうからも質問あったようですが、このことにつきましては平成29年の2月20日の日に川越工業のほうから提訴あって、今現在、昨年4月の25日から今の3月5日まで約5回ほど口頭弁論されているはずでございます。その中で昨年の3月31日だったと思っておりますが、町のほうから議会のほうには説明あって、その中で訴訟代理人、弁護士ですが、この着手金については1,610万円ほどですか、2名分、顧問弁護士さんともう一人の方ということで1,600万円ほど専決的に処分をすると、そういうことがあって議会としても同意をした状況にあります。それで、この弁護士に関する費用は、先ほど1番委員のほうは旅費のほうを質問されておりましたが、この8節の報償費のほうにふるさとづくり寄附金ということで書いておりましたが、弁護士費用に関する費用、これにどの程度含まれて

おるのか質問をさせていただきたいと思います。

副委員長（齋藤 武君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えいたします。

報償費 1億6,537万3,000円、ふるさとづくり寄附金返礼品等ということでございますけれども、この中に裁判にかかわる部分の予算といたしましては 1つは訴訟代理人着手金及び成功報酬金ということで 3,092万3,000円、あともう一つは公害等調整委員会の代理人出席報奨金ということで20万円が計上されております。今回の裁判にかかわる部分につきましては、費用弁償の24万円と合わせてこの3つでございます。この中の訴訟代理人着手金及び成功報酬金3,092万3,000円につきましては、これは山形地裁の判決が出て、仮にお互いに控訴した場合、この予算の中から訴訟代理人の請求に基づいて訴訟代理人の着手金として支払うことになるということでありまして、またもう一つは、仮に1審で勝訴が確定した場合、この場合は成功報酬として1人当たり1,546万1,280円の2人分ということで今回計上させていただいた3,092万3,000円の予算ということになります。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） ちょっと確認をさせていただきます。平成29年度財政調整基金のほうから1,700万円繰り入れをして、これ対応したという記憶あるのですが、平成29年度時点で代理人の方に着手金としてお支払いした金額はどの程度になっておりますでしょうか。

副委員長（齋藤 武君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えいたします。

これは1審の山形地方裁判所の裁判にかかわる部分の着手金ということで、1人当たりの着手金が800万640円ということで、この2名分の着手金を平成29年度は予算計上して支払いをしたということでございます。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） この提訴された内容の争点は、規制対象事業に該当するという認定の処分の取り消しと相手方の損失補償の2点について今準備書面でいろいろ口頭弁論やっているとと思いますが、その内容書きについては当然裁判に関することですので触れませんが、今後は裁判所の判断によりまして、和解勧告もあつてしかるべきだと思います。そんな中で弁論が最終的に終結すればいずれ判決が下ると、そういうことになろうかと思っております。自分のちょっと勉強不足であれなのですが、訴訟で弁論が終結して判決が言い渡しになった場合に、例えばきょう判決だったとすれば、2週間は確定はしないはずですので、その間に判断をしなければならないという時間が絶対必要だと思います。そうしますと、ここにあります先ほどの三千……額は詳細にちょっと述べられませんが、仮にそうなった場合にスピード感を持って当然判断しなければならないという事態が判決あった場合は出てくると思っておりますので、今計上しておりますこの額で勝敗は別にして、対応できる予算が十分確保されているのかどうか、そこについて質問したいと思います。

副委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町長（時田博機君） この予算は、30年度内に判決が出た場合に速やかに予算を準備しなければならない。多分2週間以内では臨時会なんて多分できないという想定があったわけですから、1審でもしも判決

が出て控訴となったときにその予算を執行したいので、年度当初予算から30年度でまず1審が結審するという想定をさせていただいた、そういうことで理解をお願いしたいと思っています。速やかにやるためにはもう次の手を打つにはやっぱり議会で臨時会でまた前回のようによろしいでしょうかという臨時会という形、これが果たしていつどのように開けるかわからないという状況もありますので、それだと年度当初から堂々と予算に組ませていただいたということでございます。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 今町長のほうから答弁いただきましたが、はっきり言えばスピードを持って進まない、当然訴訟代理人は継続していくと思いますが、やはり十分な予算がなければ前回のようなこともあると思いますので、今答弁いただいた内容であれば、これは十分対応できるのだということをあえてこれを聞きたくて委員長席からおりたところでございます、そういうことでございます。

それで、では続きまして企画課のほうに質問を続けさせていただきますが、まちづくり協議会のほうに関する予算でございますが、ページは31ページになります。このページのつづり込みあたり付近、地域活動交付金5,000万円計上されておりますが、一応これは毎年ほぼ増額はない状況であります。ただ、決算書を見ますと平成25年から28年の間に200万円ほど増額がなっているようですが、基本的に5,000万円はそのまま維持されていると。ただ、町づくり基本条例の29条の2項には自治組織に対して地域活動交付金を交付することができるという条項があって、多分この5,000万円を計上していると思います。それで前、常任委員会のほうでいろいろ説明を受けた段階で大体各地区800万円ほどの予算の配分になっているようです。その中で各地区によって規約の制定とかは内容違うと思うのですが、私がここで聞きたいのは人件費のことについてでございます。あえて地区名は申し上げませんが、私の調べた地区の協議会では818万円ほどの交付金のうちに人件費が520万円ほどを占めている状況のようでございます。当然センター長、それから事務局の担当の賃金、あと社会保険等の料金等を含めてあると思いますが、その中であえて質問を企画課長のほうにしたいのは報酬及び賃金等についてはあくまでも各まちづくり協議会の裁量によって決定されるのか、それとも町に一定の指導的な基準があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

副委員長（齋藤 武君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

まちづくり協議会の事務局長、センター長という言い方もしますが、の報酬については各まち協の規約によって決まっております。また、事務局員の賃金についてはそれも各まち協の事務局員就業規則で決まっております、支払われているところでありまして、金額につきましては、事務局長、センター長につきましては月額7万2,500円、事務局員は月額15万円ということで、これにつきましては町と協議の上に決定をしているところでありまして。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） ちょっとあえてここで答弁できないと思いますが、今のセンター長は当然地域の方から推薦を受けた識見のある方がなれると思いますが、事務局の方がいらっしゃいますが、変な質問になるかもしれませんが。例えば役場の職員とか会社員は定年制がありますが、例えばこの事務局員については指導的な内容で結構ですが、例えば年齢の上限といいますか、そういうものも指導等の中であるものでしょうか。ちょっと質問させていただきます。

副委員長（齋藤 武君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

事務局員につきましては、先ほども申し上げましたとおり事務局員の就業規則で内容が決められております。今質問にあった定年という部分につきましては、それぞれのまち協の考え方で決定をしているということでもあります。あるまち協では65歳定年という部分もありますので、その辺はまち協の判断に任せているという状況でございます。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 正直言えば西遊佐のエプロンサービス立ち上げまで結構時間がかかったと思いますが、センター長の方は当然民生委員も経験された方でございますし、すごくリーダーシップもある方でございますが、やはり今後地域をまとめるという立場からいくと、やはり非常にリーダーシップがある方であればある程度進まないのかなと勝手に思っていますが、やはり非常勤でありますので、午前中で帰るとかという方もいらっしゃると思います。もしセンター長のこの報酬等、それから事務方の賃金等に関して見直しする機会があればぜひひとつの検討材料にさせていただきたいと、そのように思って質問をさせていただきました。企画課のほうについては以上でございます。

最後に、健康福祉課長のほうに質問させていただきます。先ほど来各委員のほうからゼロ歳からのいろいろなことについて質問をしていただいております。してもらっておりますが、平成25年度からは遊佐町子育て世帯移住奨励金交付事業、これは子育て世帯が遊佐町に定住をしてもらうと。それから、28年度からは3歳児以上の保育料を軽減するという目的でエンゼルサポート事業、それで今回新たにすくすくゆざっ子支援金支給事業、今提案されておりますが、これはあくまでも定住促進や子育て世帯の負担、それから一層の子育ての支援の充実を図るという目的だと思います。正直言いまして余りにも事業名がいっぱいあるものですから、質問をまとめる際に非常にわけがわからなくなったというのが事実でございます。そのくらい手厚い事業制度になるのかなとは思っております。そんな中で先ほど申し上げました子育て世帯移住奨励金、これは平成26年度は14世帯から始まりまして、29年度の28世帯まで82世帯があるということで前常任委員会のほうで説明を受けました。その時点で、それで平成29年度当初予算で788万円ありまして、その後12月議会、今回の3月議会で含めまして429万円ほど増額補正になって、最終的には29年度1,217万円ほどのこの事業になっております。正直言ってこのすくすくゆざっ子事業、ゼロから3歳の部分ダブるということで当初思って、ダブるのではないかと思ったらちゃんとありまして、この今言った事業が当然もらっている方は対象外だと、そのようにちゃんと規定はされているようです。それで、あえて健康福祉課長に質問したいのですが、このすくすくゆざっ子支援事業、今提案されている事業について、ゼロから3歳児まで、この事業によって新たにふえる実質の増額分といいますか、事業費のうち、それがどのくらいを見込んでいるのか質問をさせていただきたいのですが。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

すくすくゆざっ子支援金事業で予算を見ておりますが、2,668万円当初予算で見込んでおりますが、この金額全額が新たにふえる分と、子育て支援としてふえる分というふうなことでございます。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) では、私の勘違いでございます。先ほど言った子育て世帯移住奨励金で見えておった部分、これと新たな事業でダブる部分があって、その実質相当分が若干ふえる程度で終わるのかなと、そう思って質問させていただきましたが、では……

(何事か声あり)

3 番(菅原和幸君) すみません。では、もう一度質問します。

副委員長(齋藤 武君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

子育て世帯移住奨励金については、またすすくすくゆざっ子とは別個に1,156万円ほどこの中に予算化をしてございます。ダブって支給はしないというふうなことでありますので、既に移住世帯奨励金でいただいている方についてはゼロから3歳の間であってもすすくすくはないというふうなことでありますので、新規にふえる分としてはやはりすすくすくゆざっ子で予算化しております。2,600万円ほどというふうなことでございます。

副委員長(齋藤 武君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) ゆっくり後で頭の中を整理をしたいと思えます。

それで、ちょっと同じ趣旨の質問ですが、89ページのほうに地方消費税交付金の社会保障施策への充当に関する調書が載っております。先ほどの午前中のある委員の質問に総務課長答弁されておりましたが、この内容を見ますと、この児童福祉費の児童措置費、この部分ずっと右に昨年と比較しますと、私また計算違うかもわかりませんが、69万円ほどしかこの地方消費税交付金社会保障財源化分といいますか、それがなっていないようなのです。それで、先ほど来いろいろな事業ありますが、この地方消費税交付金、先ほど午前中の総務課長の答弁にも2年後を想定したいろいろな答弁ありましたが、すすくすくゆざっ子支援事業に関しましてこの社会保障分の財源分として見込んでおる金額といいますか、おおむねどのぐらいなのか、もしわかれば答弁願いたいと思えます。

副委員長(齋藤 武君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

1月25日の議員全員協議会の中でもこういった財源のお問い合わせがありまして、地方消費税交付金といったようなお話も私させていただきましたけれども、その後予算編成作業の全体の調整の中で財源が確定をしたということでありまして、現在この当初予算案につきましてはすすくすくゆざっ子2,600万円ほどのうち1,800万円がふるさと納税を財源とするというふうなことでなっております。

副委員長(齋藤 武君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) では、そういうことであれば理解をしたところでございます。

それでは、時間もありませんので、最後に同じく健康福祉課長のほうに質問させていただきます。町立の保育園事業に関する内容でございますが、先ほど1番委員が幼稚園の一時預かり事業について触れられたところがございます。実は昨年の11月11日の日に町民と議会の懇談会がありまして、私の出席した班においてこれに関する質問等が実際ございました。そういうことで質問を準備したのですが、先ほどの午前中の答弁で理解をしたところでございます。そんな中でちょっと経過を申し上げますと、町立保育園の使用料については平成27年度で5,400万円ほど計上されておりましたが、先ほど申し上げました28年度から

のゆざっ子エンゼルサポートによって減額を当然この項目はされております。そんな中で保育園事業については、時間的な区分からいうと特別保育が7時から8時半、それから通常保育が8時半から4時、それから4時から6時までが特別保育という区分なのでしょうか。それで、6時から7時までが延長保育ということで区分をされているようですが、基本的にこの特別及び延長保育の利用実態について質問をさせていただきます。あわせて今遊佐と藤崎と吹浦がありますが、その地域的な特色もあるのかどうか含めて質問させていただきます。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

特別保育、延長保育の利用実態につきましては、2月16日現在の実績の見込みということでありまして、利用している実人数で遊佐保育園で25人、藤崎保育園で3人、吹浦保育園で7人ということで、合計35人となっております。ですから、遊佐保育園が71%ということで圧倒的に遊佐保育園が多いというふうな実態でございます。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） やはり利便性からいって本町がやっぱり多いのは想像したとおりでございます。意外といらっしゃるのかなと、そういう認識をしたところでございます。それで、この事業についてはちょっと自分なりにいろいろ調べる中で、条例上からは保育所事業と子育て支援事業の2つの事業の中でこの事業をやっているようですが、この割り振りといいますか、今も聞いた中身でどういう割合でなっているのか、続けて質問させていただきます。

副委員長（齋藤 武君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

幼児のこういった一時預かりあるいは一時保育というふうな事業につきましては3つのパターンがございます。3つの事業になっております。1つは、幼稚園の一時預かり事業、これについては1号認定、いわゆる教育、昔、従来あった幼稚園、いわゆる本当の幼稚園というところですがけれども、その場合は保育時間が短いわけですがけれども、その方が延長をする場合というパターンが1つ、これについては1施設しかありませんので、杉の子幼稚園さんになりますけれども、町が委託契約をして一時預かり事業を行っているということ、これが1つのパターン。2つ目としては、子どもセンターでの一時預かり事業、これは子育て支援センターになりますけれども、これにつきましては家庭で保育を受けることができないお子さんを一時的に預かるというふうなことで、これについては1日の定員が2人、利用は3時間以内というふうなことで利用料金1時間当たり500円としているものでございます。もう一つ、保育園の一時保育事業がありまして、これにつきましてはいわゆる保育者の緊急事態、例えば事故ですとか病気ですとか、そういうあるいはさまざまな家庭の事情ということもあると思っておりますけれども、こういった場合に原則としては月13日を限度に保育を受け入れるということで、この場合は4時間以上、4時間未満で保育料が分けられているというふうなことでございます。こうした3つがございます。

副委員長（齋藤 武君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 以上ともわかりました。それで、事務事業の評価、平成28年度の事務事業の外部評価でもこのことについて触れられておりまして、今申し上げました保育事業と子育て支援センター、こ

の区別を含めて丁寧な制度周知に努めるようなことを町のほうで回答しているようですが、その辺を十分にやっけていただいて、この事業について頑張っけていただければなと。

最後に1点だけ質問をして終わりますが、この平成28年度の主要施策の12ページのところに幼稚園一時預かり事業197万円とあつて、その脇に新規と書いてございます。はつきり言えばかなり前からこの事業、条例化なつてやっけていると認識しておりますが、この新しくなつた部分がどの部分なのかお聞きして、私の質問を終わります。

副委員長(齋藤 武君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをします。

今ありましたように平成29年度の主要施策で新規というふうに記載をしたところでありましたが、従来からやっけておりましたけれども、事業費が100万円を超えたことで振興計画の実施計画に新たに計上をしたということでございます。単にそういう理由での新規というふうな表記とさせていだいたところでございます。

副委員長(齋藤 武君) これで3番、菅原和幸委員の質疑を終了いたします。

ここで午後3時10分まで休憩いたします。

(午後2時50分)

休

憩

委員長(菅原和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

委員長(菅原和幸君) 委員長席を齋藤武副委員長から交代いたします。

直ちに審査に入ります。

11番、齋藤弥志夫委員。

11番(齋藤弥志夫君) 私からも少々質問させていただきます。

農業振興費の負担金補助交付金のところで、48ページ、強い農業づくり交付金で3,754万円ほどありますけれども、この内容について伺います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この交付金につきましては、30年度に申請ということで、昨年度まではこの事業を使った事業はなかったものでありますけれども、内容としましてはJAさんのほうが実施主体となりまして、蕨岡種子センターの設備の高度化ということで生鮮設備でありますとか搬送設備等の機能強化を図るというものでございまして、総事業費7,508万2,000円の2分の1がこの強い農業づくり交付金ということで、国庫補助対象になっているというもので、2分の1の3,754万1,000円というものが歳入のほうに入っているという内容の事業でございます。

委員長(菅原和幸君) 11番、齋藤弥志夫委員。

11番(齋藤弥志夫君) 種子センターをつくる2分の1補助のものであるということでもわかりましたけ

れども、名称がちょっとなじまないような気がしたものですから、種子センターをつくるのに強い農業づくりという表現がされていたものですから、ちょっと内容がよくわかりませんでした。

その下ですけれども、遊佐町農業振興協議会負担金101万円というふうなことですけれども、これについても内容を伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この事業の内容としましては、米受給調整推進事業という事業の中に入れておりまして、内容としましては生産組合長さん101人の1万円分ということで、生産組合長さんへの謝礼金という内容になってございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 生産組合長に対するまず謝礼金ということだったわけですよね。了解いたしました。

その下、環境保全型農業直接支払交付金4,024万円という、これについても伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） この事業におきましては、地球温暖化の防止や生物多様性の保全ということで、そういったものに効果の高い営農活動に取り組む農業者の方に対して支援をしているというものでございます。有機農業の部分が2,400万円ですか、それから堆肥の施用で窒素分の低い部分が2,464万円、堆肥施用の窒素分の高いものが1,320万円ということで、遊佐町の中では主に共同開発米部会の取り組みなどがこの支援の対象になっているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 堆肥関係の補助金ということで、開発米を中心とした堆肥関係の補助金ということですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） そういった環境に優しい、窒素分の低い、高いで二酸化炭素の排出量が違うということで、いわゆる環境に優しい、そういったものの営農に取り組んでいる方への支援ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） こういう取り組みも必要なことではないかと考えます。

その次ですけれども、53ページの水産振興費の中で、これも負担金補助というところなのですが、漁業就業者確保育成事業新規漁業者育成補助金100万円とあります。これは新規の漁業者を育成するのが目的だということなのでしょうけれども、どのくらいの方がまずこの補助金によって漁業者になっているのかいないのかについて伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

この事業の中身としましては、新規に漁業につかれる方に対しまして漁船、この場合は中古船を見ているのですけれども、まず中古船の一部にはなるとは思いますが、総事業費600万円としまして、県が半分、

町が6分の1、あと自己負担で3分の1ですが、ということで町の負担分ということでありますけれども、実績としましては今新規の漁業者の方がなかなかいないという状況もあって、ここ数年はこの事業に取り組みられている方はいらっしゃるという状況であります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 漁業をやる人もいなくなってきたというふうなことで、やっぱり1次産業はどれも大変なのだと思います。農業を継ぐ人もなかなかいないし、漁業をやる人もいなくなってきたというふうな現状ではないかと思います。

その下ですけれども、遊佐鳥海岩ガキ安心協議会補助金50万円、これはどのような目的で補助として出されているのか伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） まず、この鳥海岩ガキ安心協議会ですけれども、構成員としては漁業者の方と、それから水産加工に携わっている方等々がメインになっております。2つ、大きなこの協議会の目的ありまして、1つはマイクロバブル洗浄という洗浄機を使ってオゾン水を微粒子の発泡をさせまして、それでカキを洗浄して、いわゆる食中毒系からリスクを少しでも減らすというようなことで、それへの取り組みが1つございます。もう一つは、岩ガキ漁業資源の回復ということでございまして、遊佐町の岩ガキの中でも特に良質のものがとれる吹浦漁港周りの漁礁などを、いわゆるテトラポットですけれども、岩盤清掃をしていただいているというような中身になっております。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） マイクロバブル洗浄というのは、我々も前何か見に行ったことがあるような記憶がございます。結構きれいに洗浄されるものだと思って、そのときは見てきました。それから、何か岩ガキの環境回復ということで、岩盤を修復するようなことに使っているということですが、どのくらいの面積といいますか、を修復しているのか、ちょっと伺いたいです。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今年度、29年度の実績としましては、9月、漁が終わってから4回ほどテトラポットのほうに漁業者の船を使って、漁業者の方々、素潜りの方もあつし、アクアラングを使った方もおるのですけれども、そうしたことで、いわゆる岩ガキは漁礁の場合、とりっ放しだとそこにもう生えてこない、また付着しないというようなことがありまして、要はスクレイパーという磨くもので表面を剥がしてきれいにしてやると次の岩ガキがつくということで、そのままとりっ放しだとつかないというようなことがありまして、そのためそういった作業をしてもらっているということで、まず漁業者の方々がそれぞれ延べ12人で作業をしまして、76平米ほどありますけれども、岩盤というか、漁礁を磨いたというような作業であります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 12人で76平米ほど磨いたというふうなことで、面積的にはそんなに広くはないみたいですが、やはり資源、岩ガキを順調に成長させるためにはこのような作業も必要だということのようですが、結構大変な作業だと思います、これも。海の中でやるわけなのでしょうから。か

なり岩ガキ生産者もこういう作業もやらなければならないということで苦労しているのではないかなと思います。皆さん、本当にご苦労さんとしか申し上げようがないのですけれども。そのくらいのことをやるに当たって、これ補助金50万円くらいで足りているような状況なのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、今回取り組んでもらっているというのは、やはり試験的な意味合いもあります。この協議会でどの程度岩盤を清掃するときちんとまた再生をしてくれるのかということをご自分たちがよくとっている漁場の中でも一番つきやすいところとか、モニタリングをしながら、そういった作業をしているものがございます。なお、やっぱりいわゆる漁礁の再生のためには大がかりな岩盤清掃が必要でありまして、それは今県のほうでもいろんな取り組みをしております。そこはいろんな船を使ってチェーンを引いて岩盤を磨くですとか、あとは冬期間チェーンを置きっ放しで波浪で岩盤を磨くとか、そういった取り組みを今何とか実用化に向けて県の水産試験場でも行っているという状況でありますので、とりあえず今の岩ガキ安心協議会のほうでは自分たちの漁場のやはりどの程度効果が上がるものか、そういったものをモニタリングをしてもらうというのがやはりこの協議会での主な事業内容だというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） この岩盤清掃ということですが、これまでやらないと岩ガキというものをある程度の量を確保するような生産ができないということにもなっているとすると、大変な作業を伴うのではないかと思います。岩ガキは、多分全国あちこちで生産されていると考えますけれども、いろんな生産地でやっぱりそのような岩盤清掃というようなこともやりながら生産しているのが普通なのでしょうか。その辺はどうでしょう。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

岩ガキも他の魚種とか貝類も例に漏れませんが、やはりつくり育てる漁業ということがなされなければ漁業資源としてはどこの、日本の県、どこに行っても大変な状況であります。ただ、マガキでありますとか、そういったものについては養殖技術が確立しているということで、養殖事業で賄っているところはたくさんあるわけですが、岩ガキに関してはやっぱり再生についてはなかなか人工漁礁であれば同じ条件で岩盤清掃をしないと再生はしないというのは同じなので、どこの県でも岩盤清掃については取り組みをされているという形であります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） この岩盤清掃については、本当にもう大変な作業が伴うものだなと思いました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

その次ですが、55ページの商工振興費の中で、これも負担金補助なので、県国際経済振興機構会費というふうなことで3万円ほどあります。これ国際経済振興機構というのは、どういった内容なのか伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この機構のやっている事業の中身ですけれども、海外市場の開拓のミッションの派遣でありますとか、輸出入の商談会、展示会の実施、それからセミナーや研修会等を開催しているという機構であります。それについての一般社団法人ということで、県内事業者の県産品輸出や海外でのビジネス展開を支援するものということになっておりますので、その機構に対する負担であります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 海外市場の開拓というふうなこともあるようなのですけれども、もうちょっと具体的に言いまして、海外といってもどこなのか。そして、どういう、例えば農産物とかいろんなものを売り込みということもあるのでしょうかけれども、どこでどういうふうな商品なりを販売しようとしているのか、その辺も少し具体的に教えていただけませんか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

これにつきましては、今手元にある資料の中では東南アジアでありますとか香港というようなことにはなっておりますけれども、具体的な事業の中身はちょっと今把握はしていないというところであります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） その下のほう、真ん中ころなのですけれども、産業活性化対策事業負担金800万円とあります。これについても伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

これは商工会さんのほうへ商工業の振興対策支援として交付しているものでございまして、主な中身としては創業支援の場合の補助だとか、あと空き店舗の再生活用の支援補助でありますとか、毎年開催しております商工フェア、それから共同販売促進事業、夏の市、冬の市とありますけれども、そういったものの商工会さんが行っている商工振興支援策への町の補助分ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 商工会のほうに例えば創業支援などでもまず援助するのだというふうなことでした。創業支援ということになりますと、大きく捉えますと今ベンチャービジネスというふうなものも世の中にありますけれども、ベンチャーという捉え方するとなかなかこれが軌道に乗らないのが圧倒的に多いのですよね。ベンチャービジネスという捉え方しますと、一般的に考えまして9割くらいが5年以内でやめているというか、そんな状況になっているのが多いようです。創業支援ということで、また空き店舗活用というふうなことで、どのようなことを町内の方々がやられているのか伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

例えば町内で起業される方、店舗を持ちたい方への空き店舗のあっせんがありますとか、そういった起業する際のまず商工業の指導の役割を果たすということで、経営のノウハウでありますとか、そういったものも商工会のほうで行っているというような内容です。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 順調にまず指導なりをしていただいて、起業したことが順調にいけばいいと思

いますけれども、なかなか人口減少というふうなことも絡んできているし、なかなか大変なことにはなるのかなとは思いますが、ぜひこれは頑張っていたきたいと思えます。

その次、57ページの企業開発費という目で、これも負担金補助交付金ですけれども、用地取得助成金5,514万円とあります。これについて伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

この事業につきましては、企業立地促進条例による用地取得費の助成ということになります。用地取得価格の30%、上限3,000万円でありましたけれども、条例改正、12月ですが、ことしの条例改正を伴って鳥海南工業団地のいわゆる未造成地の取得の場合は通常分譲価格の30%は同じですけれども、上限を5,000万円とさせていただくというような形での仕組みとなっております。30年度につきましては、4社ほどこの用地取得に対してのこの助成の対象となっている企業が今現在あるというような状況です。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 4社ほどの分をまとめてこれだけの金額になっているということですよ。上限を5,000万円にしたと、30%で。ではあと、この4社はここにまず土地を買って事業を始めることがまず決まっているというふうなことなのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この中で一番大きいのが4,560万円ということで、今鳥海南工業団地のほうに企業進出されます特殊金属の会社さんのほうが1億5,200万円の30%の4,560万円ということで多くて、あとは既に建設が進んでおります中吉出のウイスキー工場さん、そういったところと、あとは町内既存の企業さんで新しく用地を取得した企業さんが2社ほどあるというような内容です。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） では、4社ともまずここで事業をやることが決まった会社であるということなわけですよ。以前よりも随分大きな会社も来るようになったなと思っておりますし、なかなか将来性のある話だと思います。今また1つ、バイオマス関係のあれもありますし、あれもかなり大きい発電能力ある、何万キロも、そういうものもありますし、かなり北港背後地としてすばらしい状況になりつつあるなと考えているところです。ぜひこういう形で助成金も継続していただきたいものだなと考えているところです。

そのこの項の一番下のほうですけれども、中小企業設備投資支援、これも補助金で400万円あります。この内容について伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

こちらのほうは、町内の企業さんにおいて技術力の向上でありますとか、技術開発力の強化を促進するという目的で、企業内の従業員の方等をさまざまな資格でありますとか研修会でありますとか、そういったものに参加したり、資格を取得するということにかかる経費、例えば受講料でありますとか教材費でありますとか交通費等を支援しているというものでありまして、1社当たり上限額年額30万円というような内容の事業です。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 1社当たり上限30万円だということですがけれども、400万円ほど予算あるわけですがけれども、例年ですと何社くらいこの補助金を受け取って資格の取得や研修を受講したりしているのか伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） ちょっと先ほど私、説明のほうが中小企業の技術者養成補助金のほうの説明をしてしまいました。一番下のほうは、中小企業設備投資支援事業補助金ということで、こちらのほうを再度説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては、町内企業の工場等の新設とか増設、設備投資に要する経費への支援ということで、固定資産総額3,000万円以上、新規雇用3名以上で補助率20%、上限2,000万円であります。それから、投下固定資産総額が3,000万円以上で新規雇用3名未満または100万円以上3,000万円未満、雇用要件なしといった場合は補助率10%で上限200万円ということで設備投資にかかわる経費を町でも支援しているということで、4事業所当たり100万円を見て、400万円という予算の積算になってございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） ほぼ4事業所くらいを対象にして100万円ずつ上限だと。これからもこういう支援はぜひ続けていってほしいと考えます。

その次ですがけれども、あと幾らもありませんけれども、72ページの図書館費で委託料、施設管理委託料3,066万円ほどあります。これは図書館を民営に委託を出したというふうなことでの委託料のようなわけですが、この金額で、今図書館の運営にかかわる人はどのくらいいるのか。それと、前は全部といいますか、役場内のまず管理運営というふうなことだったと思いますけれども、この3,066万円で一式全部やってもらえとしますと、どうなのでしょう。経費的にはまず以前よりも高くなっているというか、変なのですけれども、高くなっているのか、安くなっているのか、どのような運営状態になっているのかということです。まず、それもそうですけれども、図書館の管理運営ということで、そこに来る皆さん方から使いやすくなったとか、非常に優しく対応してくれるだとか、そういうふうなことも大切な要素だと思いますけれども、その辺の状況はどのようなことになっているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この図書館費の中の委託料、当然指定管理になってございますので、その指定管理の委託料としてはこの3,066万6,000円のうちの2,846万1,000円という形になってございまして、そのほかに図書館の排気管等の保守点検料等、そういう費用も含んでおりますので、残りがそういった費用になってございます。指定管理委託料については2,846万1,000円ほどでございますが、これについてはこれまで図書館にかかった経費を算定した上で指定管理料にかえてお願いをしているという状況でもございますので、これまでにかかった経費が大体同程度の額で指定管理委託をしているというふうに私は理解をしておりました。当然民間の運営という形になりまして、開館時間も長くなったということと、年間を通して開館日数もふえたということでもありますので、これまでも苦情等は教育委員会のほうには来ておりませんし、多分利用者の方々にとっても時間の拡大については大変喜ばしいことでもありますので、当然利用者の方は満足していらっし

やるのではないかと思っているところであります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 経費的にはまずほとんど同じだろうけれども、ただ以前よりも開館日は長くなつたし、利用しやすくなったのではないかというふうなことのようですので、むしろこのような形で民営化を進めたほうが結果としてよかったのではないかと私も思います。だから、あくまでも今までどおりのことをただ単に役場の直接の管理体制のもとで続けるよりも、民間のノウハウということもあるでしょうし、そういう形でやってもらったほうが経費的には、要するに町民の皆さんにとって使いやすい図書館であるかないかということが私は大事なポイントになるのだらうと思いますので、今課長の話なんかも聞いていますと、開館日が長くなったというのは確かにメリットのある話だと考えます。それから、利用しやすくなったのではないかと、課長の独断ではないでしょうけれども、そういう見方もあるということになれば、委託してよかったのではないかと思いますので、ぜひこういう形でこれからも続けてもらいたいなと考えるところでです。

その下の工事請負費1,600万円ほどあります。施設整備工事費ということで、これの内容について伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この工事請負費については、図書館の屋根が雨漏りをするということで、その改修費用の工事費ということになってございます。設計屋さんのほうにお願いをして、もう雨漏りを完璧に直すといった場合については、今の屋根材をそのままにふきかえすることなく、その上に直接別のガリバリウム鋼板でありますとか、そういうもので屋根をふいていくというやり方しかないかなということで、それをしますと4,000万円ほどかかると言われております。今指定管理もしておりますけれども、いきなり4,000万円の工事費は若干難しいという財政当局の話もございまして、今回に限っては1,600万円ということで、これまでも何回か雨漏りしている箇所を重点的にそのところに補修をしていくという形で計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 屋根の雨漏りの工事だということですので、これはどうしてもやらなければならないことだろうとは思いますが。

その下、備品購入ということで、図書というのがあります。300万円ほどなのですけども、それから視聴覚機器とかありますけれども、この図書というのは本とか雑誌とか、そういうものなのでしょうか。多分そうではないかと思うのですけれども、やはりいろんな新刊といいますか、そういうものもいろいろあると思いますので、皆さんに本当に読んでいただけるような内容のものをぜひ取りそろえていただきたいなと思います。よくあの図書館には何万冊の蔵書があるだとかというふうな話を聞くときもありますけれども、実際ある人が本を読むとなればその中のごく一部なわけですが、本当にその人が読む場合は、自分が関心ある本しかほとんど読まないの、何万冊あってもその人にとっては余り意味がないのかなという気がしますので、皆さんの本当に読みたい、今出回っているような、よく読まれているようなタイプの本をそろえていただいて、教養を高めるとか知識を身につけるとか、そういう形の方向に持っていってもら

えばありがたいなと思うのですけれども、これからもそういうタイプの本だとか、あとDVDだとか、そういうものを取りそろえるようによろしくお願ひしたいと思ひます。一言。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） ただいまの件については、例年これまでも町のほうで予算を持っていたときに、指定管理をしていないときに持っていた予算と同じ同額でありまして、一般図書分で180万円ほどで、あと児童図書のほうで120万円ほどの予算という形で計上させていただいております。これまでも、これからもでありますけれども、当然指定管理をしても利用者の声を聞きながら、どういった本を読みたいのかというアンケート等もとっておりますので、それとあと通常の新しい新書なんか出た場合の対応等を含めて行っておりますので、今の蔵書が2階部分に2倍も3倍もする量が保管しておりますので、随時入れかえはしておりますけれども、だんだん古くなってきたものについてはその都度、10年以上経過したか、20年かは忘れましたが、図書館のほうでその蔵書についても入れかえ作業も行ったりリサイクル等をやっているということもお聞きしておりますので、そういった対応を今後もしてまいりたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） この図書関係についてもやはり廃りが非常に激しいものがあるようです。そういう面も多分にあるので、常に皆さんが関心を持っているもの、子供たちが喜ぶようなもの、児童書、そういうものを取りそろえてもらうように私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問は終わります。

委員長（菅原和幸君） 答弁漏れが産業課長あるそうですので。

佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 先ほどの山形県の国際経済振興機構の、国際機構でどんな事業をしているのかという詳しい内容でございましたけれども、やはり海外ビジネスに関する相談のコーナー、相談受け付けサービスでありますとか、それから海外ビジネスを展開する上でどういったところが今あるかということで情報提供のサービス、あとは海外の取引専門スタッフによるサポートを行うということで、中国でありますとかASEAN関係、あとロシアもあるようです。韓国と、そういったところでの取引支援等を行っているというような機構でございました。

以上です。

委員長（菅原和幸君） これで11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月15日午前10時まで延会いたします。

（午後3時49分）